

第九十九條 鑑定人の鑑定書は年月日を記載し署名捺印及び契印す可し

又鑑定書より豫審判事之を受取りたる年月日を記載し書記と共に捺印す可し

鑑定書ハ鑑定命令書に添置く可し

外國人鑑定を爲したる時ハ其鑑定書に裁判所より命じたる通事の作りたる譯本を添置く可し

第二百條 鑑定人及び通事ハ旅費給料其他相當の費用を給與す可し

第八節 現行犯の豫審

第二百一條 豫審判事ハ檢事より先ハ現行の重罪輕罪あることを知りたる場合ハ於て其事件急速を要する時ハ檢事の請求を待たず直ちハ其旨を通知し豫審ヲ取掛る

ことを得

豫審判事の犯所ハ臨檢令狀を發し其他此章に定めたる規則ハ從ヒ豫審の處分

と爲すことを得

第二百二條 前條の場合ハ於てハ檢事の起訴ありと雖ども豫審判事檢證調書と作るを以て公訴を受理したる者とす其調書ハ現行の重罪又ハ輕罪なることを記載す可し

豫審判事の速に書類と檢事ハ送致す可し但檢事より其豫審手續を繼續す可き者

ハ非ざるの意見ありと雖ども通常の規則ハ從ヒ之を終結す可し

第二百三條 檢事ハ豫審判事より先ハ現行の重罪輕罪あることを知りたる時ハ豫審判

事と待つとなく其旨を通知して犯所を臨檢し豫審判事ハ屬する處分を爲すことを得但し罰金の言渡と爲すことと得ず

證人及び鑑定人の陳述ハ宣誓を用ふることなく之と聽く可し

第二百四條 前條の場合に於て檢事の證憑書類ハ意見書と添へ速り之を豫審判事

ハ送致す可し

第二百五條 第二百三條ハ於て檢事ハ許したる職務ハ司法警察官も亦假し之を行ふ

とを得但令 狀を發することを得ず

司法警察官ハ 證據書類ニ意見書を添へ 被告人と共に速かよ之を檢事ニ送致す可一

第二百六條 檢事被告人を受取りたる時ハ二十四時内よ之を訊問一 調書を作り勾留

狀を發すると否とを問はず一切の書類ニ請求書を添へ豫審判事ニ送致す可し

若し 起訴を爲す可からざる者と認めたる時ハ直ちよ被告人と放免すべし

第二百七條 豫審判事ハ二十四時内に被告人を訊問す可し此場合よ於てハ檢事の發

したる勾留狀を解き又ハ之を存することを得

第二百八條 豫審判事ハ檢事又ハ司法警察官の爲したる手續ハ付き更ハ其取調を爲

すことを得但檢事又ハ司法警察官の作りたる調書ハ之を訴訟書類ニ添置くべし

第二百九條 檢事ハ輕罪の現行犯よ係る場合よ於て勾留狀を發したると否とよ拘

らず被告人を訊問したる後豫審を求むるに及ばずと思料したる時ハ直ちよ輕罪裁

判所よ呼出すことを得

第九節 保釋

第二百十條 豫審判事ハ豫審中勾留狀又ハ收監狀を受けたる被告人請求に因り檢事

の意見と聞き何時にても呼出應じ出廷す可し證書を差出さ一め保釋を許すことを

得

被告人無能力ある時ハ親屬又ハ代人より保釋を求むることを得

第二百十一條 前條の證書ハ書記局よ差出す可し

保釋中被告人を呼出す時ハ出廷より二十四時前よ其報知を爲す可し

第二百十二條 保釋を許すにハ金圓を以て被告人の出廷を保証せしむべし但豫審判

事其金額を定め保釋と許すの言渡ハ書記す可一

第二百十三條 保証を爲すよハ被告人又ハ其他の者より保証金若くハ貯金預所又

ハ銀行の豫証書を書記局よ差出す可し

又裁判所の管轄地内よ住一且充分なる資力ある者より金額よ充つ可し保証書と

差出すことを得

第二百十四條 保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして出廷せざる時ハ保証金の全部又ハ幾分と没入す可し

第二百十五條 保証金を没入するハ檢事の意見を聽き豫審判事其言渡を爲す可し若し他人の保証に係る時ハ民事の規則に従ひ之と徴収すべし

第二百十六條 豫審判事保証金を没入したる時ハ保釋の言渡を取消す可し又豫審中保釋の言渡を取消すことを必要ありとする時ハ檢事の意見を聽き其言渡を取消す可し

第二百十七條 豫審判事保証金を没入したる後免訴の言渡違警罪裁判所へ移すの言渡又ハ罰金と該る可き輕罪に付き輕罪裁判所へ移すの言渡を爲したる時ハ檢事の意見を聽き前へ没入したる金額を還付す可し

第二百十八條 豫審判事免訴の言渡違警罪裁判所へ移すの言渡又ハ罰金と該る可き輕罪に付き輕罪裁判所へ移すの言渡と爲し若くハ保釋の言渡を取消したる時ハ保証金を還付す可し

第二百十九條 豫審判事ハ保釋の請求あると否とを問はず檢事の意見を聽き被告人を其親屬又ハ故舊に責付することを得

第十節 豫審終結
第二百二十條 豫審判事ハ被告事件其管轄を非ずとし又ハ他へ取調と要することなしと思料したる時ハ豫審終結の處分に付き檢事の意見と求むる爲め一切の訴訟書類を送致す可し

檢事ハ訴訟書類又意見を付し三日内に之を還付す可し

第二百二十一條 檢事ハ豫審充分ならずと思料したる時ハ其條件を付し更へ取調を請求することを得若し豫審判事其請求を肯せざる時ハ檢事訴訟書類又意見を付し二十四時内に之を還付す可し

治罪法俗解第三編〇豫審

第二百二十二條 豫審判事の検事の意見如何あると問はず後よ記載したる言渡を以て豫審を終結すべし

第二百二十三條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ざること認めたる時ハ其旨を言渡す可し若し勾留と要する者と認めたる時ハ前に發したる令狀を存し又ハ新令狀を發し其事件を檢事ニ交付す可し

第二百二十四條 豫審判事ハ左の場合ニ於て免訴の言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時ハ放免の言渡を爲す可し

- 一 犯罪の証憑充分ならざる時
- 二 被告事件罪と爲らざる時
- 三 公訴の期滿免除と爲りたる時
- 四 確定裁判と經たる時
- 五 大赦ありたる時

六 法律に於て其罪を全免する時

本條の場合に於て被害者ハ民事裁判所ニ非ざれば要償の訴を爲すことを得ず

第二百五條 被告事件違警罪ありと思料したる時ハ違警罪裁判所に移すの言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時ハ釋放の言渡を爲す可し

第二百二十六條 被告事件輕罪ありと思料したる時ハ輕罪裁判所に移すの言渡を爲す可し

被告人勾留を受けたる場合ニ於て罰金の刑に該る可き者と思料したる時ハ釋放の言渡を爲す可し

禁錮の刑ニ該る可き者と思料したる時ハ保釋を許し又ハ責付を爲すことを得若し被告人未だ勾留を受けざる時ハ令狀と發することを得

第二百二十七條 被告事件重罪ありと思料したる時ハ重罪裁判所に移すの言渡を爲す可し若し保釋を許し又ハ責付を爲したる時ハ其言渡を取消す可し

重罪裁判所へ移すの言渡書より控訴裁判所検事長の指揮あるまで豫審を爲したる
裁判所の監倉へ被告人を留置す可とを記載す可し

第二百二十八條

豫審終結の言渡より事實及び法律に依り其理由を付す可し

管轄に非ざるの言渡を爲すより其理由を明示し若し被告人を勾留す可き時
其理由を明示す可し

免訴の言渡と爲すより被告事件罪と爲らざると公訴受理す可かざること及び其
原由又犯罪の證據充分あらざる時其旨を明示す可し

違警罪裁判所輕罪裁判所又ハ重罪裁判所に移すの言渡を爲すにハ犯罪の性質摸樣
證據の充分あること及び其罪と罰す可き法律の正條を明示す可し

第二百二十九條 前條の言渡書又付第三百三十條の規則より從ひ被告人の氏名等を明示
す可し

第二百三十條

書記の速かハ豫審終結の言渡書の謄本と檢事民事原告人及び被告人

を送達すべし但し是等の者ハ第二百四十六條以下の規則より從ひ其言渡より對し故
障を爲すことを得

第二百三十一條

被告人と逮捕すると能はざる場合より於て重罪裁判所又ハ禁錮の刑
より該るべき輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡を爲したる時其旨と言渡書より記
載す可し但被告人ハ現より勾留を受くるより非ざれば其言渡より對し上訴と爲すこと得
ず

第二百三十二條

前條の場合より於て檢事又ハ民事原告人の假り被告人の財産を差押
ふ可きことを民事裁判所に請求するを得

第二百三十三條

豫審終結の言渡を爲したる時豫審判事より速かハ其旨を裁判所
長より報告す可し

第四章 豫審上訴

豫審上訴

又十五日毎ハ未決の豫審判事より付き簡略なる報告書を差出す可し

治罪法俗解第二編〇豫審上訴

豫審上訴

豫審上訴

豫審上訴

豫審上訴

豫審上訴

豫審上訴

豫審上訴

豫審上訴

第二百三十四條 左の場合に於ては、検事又は被告人より豫審終結に至るまで何時もても故障を爲すことを得

- 一 管轄違の申立を棄却したる時
- 二 法律に背き令状を發し又ハ之を發せざる時
- 三 法律に背き保釋責任を爲し又ハ之を爲さざる時
- 四 越權の處分ある時

民事原告人の私訴に付き第四の場合に於て故障を爲すことを得

第二百三十五條 故障を爲さんとする者ハ其裁判所の書記局に趣意書を差出す可し
故障ありたる時の書記其趣意書の謄本を對手人に送達し對手人の三日内ニ答辨書を差出すことを得

故障に付てハ豫審處分の執行を停止せず但保釋責任を爲したるに付き檢事より故障ありたる時ハ其執行を停止す

第二百三十六條 故障ハ其裁判所の會議局に於て判事三名以上にて趣意書答辨書其他訴訟書類及び檢事の意見書を依り之を判決す可し

會議局の言渡ハ速小之を執行す但 其言渡に對してハ豫審終結の言渡ありたる後上告を爲すことを得

第二百三十七條 左の場合に於てハ檢事被告人又ハ民事原告人より豫審終結に至るまで豫審判事を忌避せんとす得

- 一 豫審判事又ハ其配偶者と被告人被害者又ハ是等の者の配偶者と親屬なる時
- 二 豫審判事被告人又ハ民事原告人の後見人なる時
- 三 豫審判事又ハ其配偶者に於て民事原告人被告人又ハ是等の者の親屬より賄賂に非ずと雖も贈物と收受し若くハ聽許したる時

第二百三十八條 忌避の申立ハ豫審判事之を爲すべし但し其申立をなすハ趣意書二通を書記局に差出す可し

書記ハ趣意書を豫審判事ニ送致シ豫審判事ハ其送致を受けたるより二十四時内ニ其申立を認可シ又ハ棄却するを趣意書の紙尾ニ記載シ一通を書記局に藏置一通を本人ニ送達す可シ

第二百三十九條 豫審判事忌避の申立と棄却したる時ハ其申立人より故障を爲すを得

會議局ハ於テハ故障の趣意書及び豫審判事の辨明書に依リ判決を爲す可シ

第二百四十條 豫審判事の忌避の申立ありたる時又ハ其申立を棄却したるハ付テ故障ありたる時と雖ども豫審の手續を繼續す可シ但終結の言渡を爲すを得ず又急速を要せざる事件ハ付テハ豫審の手續を停止するを得

第二百四十一條 會議局ハ於テ忌避ハ付テの故障を棄却したる時ハ上告を爲すことと得但シ豫審終結の言渡ありたる後ハ非されバ之を爲すことを得ず

第二百四十二條 豫審判事自ら第貳百三十七條に定めたる原由あることを認め又ハ回

避す可き者と思料しうる時ハ會議局ハ回避の申立を爲す可シ
回避の申立ハ會議局ハ於テ之を判決す可シ

第二百四十三條 會議局ハ於テ忌避又ハ回避の申立を認可しうる時ハ裁判所長更ハ他の判事を以テ豫審を爲さしむ可シ其判事ハ檢事其他訴訟關係人の請求又依リ又ハ職權を以テ前豫審判事の爲したる處分と雖ども更ハ取調を爲すことを得

第二百四十四條 書記ハ自りら回避シ又ハ檢事其他訴訟關係人より會議局ハ申立て之を忌避することを得

第二百四十五條 檢察官ハ被告人又ハ民事原告人より之を忌避することを得ず若シ自から回避すべき者と思料したる時ハ其旨を會議局ハ申立つることを得

檢事補自りら回避す可き者と思料したる時ハ其旨を檢事ハ申立つ可シ檢事ハ其申立と許否す可シ

第二百四十六條 檢事ハ總テ豫審終結の言渡ニ對シ故障を爲すことを得

民事原告人の私訴に付き越権の處分あるを因り豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得

被告人の重罪裁判所に移すの言渡に對し故障を爲すことを得輕罪裁判所又は違警罪裁判所に移すの言渡に對して豫審判事の管轄違越權又ハ其事件を移す可き裁判所の管轄違非ざれば故障を爲すことを得ず

第二百四十七條 故障の期限の一日ありとす但言渡書の送達ありたるより之を起算す

第二百四十八條 檢事民事原告人及び被告人故障を爲すに申立書と書記局に差出すべし書記の速り其旨を對手人に通知す可し

故障申立人の三日内ハ主注意書を書記局に差出す可し
書記の速りハ趣意書と對手人に送達し對手人の三日内ハ答辨書を差出すことを得

第二百四十九條 故障ありたる時對手人より其判決あるまで何時にてハ附帶の故障をなすことを得

附帶の故障ありたる時ハ書記より其趣意書を對手人に送達す可し

對手人ハ三日内に答辨書を差出すことを得

第二百五十條 豫審終結の言渡に故障の期限内又故障ありたる時ハ其判決あるまで執行を停止す但被告人を勾留し又ハ保釋責付を取消の言渡に其執行を停止せず

第二百五十一條 書記ハ故障趣意書答辨書其他訴訟書類を會議局に差出す可し

第二百五十二條 會議局に於てハ第二百三十六條の規則に従ひ故障の判決を爲す可し

豫審判事の言渡を認可したる時ハ其旨を言渡し若ハ其全部又ハ幾分を取消したる時ハ全部に付き更ハ言渡しを爲す可し
又被告人を保釋責付し又ハ勾留するの言渡しを爲すことを得

第二百五十三條 會議局に於て必要なりとする時ハ判事一名をして更に豫審を爲し

又ハ其指示する所の條件に付き更に取調を爲し其報告書を差出さしむ可し

第二百五十四條 會議局に於て故障の取調中管轄越權又ハ公訴受理す可らざることを發見したる時ハ職權を以て豫審判事の言渡を取消すを得

第二百五十五條 會議局に於て故障の取調中共犯の起訴を受けざる者あること

附帶の犯罪に付き豫審と受けざる者あることと發見したる時ハ檢事の請求に因り又ハ職權を以て判事一名として豫審を爲し其報告書を差出さしむ可し

檢事ハ意見書を差出す可し

會議局に於てハ報告書其他訴訟書類より故障と共之を判決す可し

第二百五十六條 故障の判決ありたる時ハ速ニ其言渡し書の謄本を檢事民事原告人及び被告人に送達す可し

第二百五十七條 檢事其他訴訟關係人ハ會議局の言渡しに對し上告を爲すとを得

第二百五十八條 被告人に送達す可き言渡書ハ其言渡しに對し上訴するを得可きと

及び其期限を記載す可し其記載なき時ハ規則に従ひ更ニ言渡し書の送達あるまで被告人上訴の權を失ふとなかる可し

第二百五十九條 第二百一十一條より第三百十三條までの規則ハ豫審の上訴に付ても亦之を適用す

第二百六十條 重罪裁判所に移すの言渡確定したる時ハ檢事其言渡書ハ一切の書類を添へ速ニ之を控訴裁判所檢事長に送達す可し

檢事長ハ一切の書類證據物件及び被告人を重罪裁判所に移すの處分を檢事に命ず可し

重罪裁判所以外の裁判所に移すの言渡し確定したる時ハ檢事速カ其執行を爲す可し

第二百六十一條 豫審に於て被告人免訴の言渡を受け其言渡確定したる時ハ罪名の變更あるも同一の事件に付き更に訴を受くると否か可し但新なる證據ある

時ハ此限このげん在あらず

新あらたなる證據しやうこある時ときハ檢事けんじより之これを會議局くわいぎきよくニ差出さしたし會議局くわいぎきよくニ於おてハ其起訴そのきそを許ゆるす可べきや否いなと判決はんけつす可べし

第四編 公判

第一章 通則

第二百六十二條 訴訟事件そごやうじけんハ書記局しよききよくの簿冊おやうめんニ登記とうじしたる順序じゆんじよニ從したがひ之これを公判こうばんニ付かす可べし

裁判所長さいばんじよちやうハ未決勾留みけつこうりうの日數ひつすうを減縮げんしゆくする爲ためメ職權しやくけんを以もつて其順序そのじゆんじよニ變更へんかうするを得える又重要あつちやうじやうなる現由げんげの爲ためメ檢察官けんさつくわんの他訴訟關係人たそつごかんねいじんの請求せうきよありたる時ときも亦順序またじゆんじよを變更へんかうするを得える

第二百六十三條 重罪輕罪違警罪ぢゆうざいけいざいゐけいざいの訊問辨論きんわんべんろん及び裁判言渡さいばんごんわたりハ之これを公行こうかうす否いからざる時ときハ其言渡そのごんわたりの効かうなかる可べし

第二百六十四條 被告事件ひごくじけん公安こうあんを害がいし又ハ猥褻わいせつニ渡わたり風俗ふうぞくを害がいするの恐おそれる時ときハ裁判所さいばんじよニ於おて檢察官けんさつくわんの請求せうきよに因より又ハ職權しやくけんを以もつて其訊問そのきんわん及び辨論べんろんの傍聽ばうぢやうを禁きんずるとを其裁判言渡そのさいばんごんわたりを爲なすハ當あたつてハ傍聽ばうぢやうを許ゆるす可べし

第二百六十五條 被告人ひごくにんハ公庭こうていニ於おて身體しんたいの拘束くわいそくを受うくるとならず但たゞ守卒しゆすうと置おく可べし

禁錮きんこ以上の刑けいニ該あたる可べき被告人ひごくにん疾病ぢやくびやうあるニ非あらずして出廷しゅつていを肯きんせざる時ときハ之これを引致ひきするを得え若わかし出廷しゅつていして辨論べんろんするを得える時ときハ對審たいしんとして裁判言渡さいばんごんわたりしを爲なす可べし

第二百六十六條 被告人ひごくにんハ辨論べんろんの爲ためメ辨護人べんごじんと用もちふるとを得える

辨護人べんごじんハ裁判所さいばんじよニ屬ぞくの代官人だいがんじん中ちゆうより之これを選任せんにんす可べし但たゞ裁判所さいばんじよの允許おつりを得えたる時ときハ代官人だいがんじんハ非あらざる者ものと雖いへども辨護人べんごじんと爲なすこと得える

第二百六十七條 被告人ひごくにん公庭こうていニ於おて暴行ぼうかう又ハ喧嘩けんかと爲なし辨論べんろんを妨礙まやかしする時ときハ裁判長さいばんちやう

より再度告戒を爲し仍ほ之ヲ從ハざる時ハ檢察官の請求ニ依リ又ハ職權を以て被告人と退廷せしめ若クハ勾留するを得

前項の場合に於てハ對審として引續き辨論及び裁判言渡しを爲すとを得

若し辨論二日に渉る時ハ更ニ被告人を出廷せしむ可し

第二百六十八條 被告人精神錯乱又ハ疾病ニ因リ出廷すると能ハざる時ハ痊愈ニ至るまで辨論を停止す

辨論ヲ取掛リたる後被告人精神錯乱一たる時ハ其痊愈の後新ニ辨論を爲す可し

其他の疾病に罹る時ハ痊愈の後前ニ停止一たるより以後の手續を爲す可し但五日

間辨論を停止し又ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時ハ新たに辨論を爲す可し

若し被告事件及び法律の適用ニ付キ既ニ辨論を終りたる時ハ其痊愈の後更に取調を爲すとなく裁判言渡しを爲す可し

第二百六十九條 禁錮以上の刑に該る可き被告人公判の日時不出廷せずと雖ども豫審終結の言渡書又ハ呼出狀を本人ニ送達一たるの證あるに非ざれば關席裁判を爲す可からず

豫審終結の言渡書又ハ呼出狀と本人ニ送達すると能ハざる場合ニ於てハ裁判所又て猶豫の期限を定め其期限内ニ被告人出廷せざる時ハ關席裁判を爲す可きの旨知書と親族若クハ戸長ニ送達を可し

第二百七十條 關席したる被告人ニ付てハ辨護人を用ふることを許さず但其親屬故舊ハ被告人の出廷すると能ハざるの事由を証明するとを得

裁判所に於て其事由を正當なりとする時ハ檢察官の意見を聽キ裁判を延期することを得

第二百七十一條 被告人中の一名又ハ數名出廷せしと雖ども出廷一たる者ニ付てハ通常の規則に従ひ對審裁判を爲す可し

第二百七十二條 裁判長の公廷に於て諸般の取締の爲め相當の處置を爲す可し
稱讚誹謗其他辨論と妨礙する者ある時ハ之を制止し又ハ退廷せしむを得

第二百七十三條 公廷に於て輕罪違警罪を犯したる者ある時ハ其身分の如何に拘ら
らず裁判長の命令に因り之を取押へ檢察官の意見を聽き直ちハ裁判を爲し又ハ次
の公判に付するの言渡しを爲す可し

書記ハ犯罪の事件及び裁判長の處分を付し即時に調書を作る可し

第二百七十四條 前條の場合に於て違警罪裁判所にてハ違警罪に付き終審の裁判を
爲し輕罪に付き始審の裁判を爲す可し

輕罪裁判所其他上等の裁判所にてハ輕罪に付き終審の裁判を爲す可し

第二百七十五條 公廷に於て重罪を犯したる者ある時ハ裁判長被告及人及び證人と訊
問し調書を作り裁判所にて檢察官の意見を聽き通常の規則に従ひ裁判する爲
め豫審判事に送付するの言渡しを爲す可し

第二百七十六條 裁判所にてハ訴を受けざる事件に付き裁判を爲す可からず但
辨論より發見しうる附帶の事件及び公廷内の犯罪に付てハ此限を在らず

若し附帶の事件に付き豫審を必要ありとする時ハ本案の裁判を停止すると得

第二百七十七條 檢察官被告人及び民事擔保人ハ始審終審を問はず本案の裁判言渡
しあるまで何時にても管轄違又ハ公訴受理す可からざるの申立を爲すことを得

裁判所は於てハ職権を以て管轄違又ハ公訴受理す可からざるの言渡しを爲すこ
とを得

第二百七十八條 裁判所は於て前條の申立を棄却したる時ハ本案の裁判言渡しを待
たず直ちに控訴又ハ上告を爲すことを得此場合を於てハ本案の辨論を停止す

第二百七十九條 檢察官其他訴訟關係人の第二百二十七條に定めたる理由ある時
ハ違警罪裁判所輕罪裁判所控訴裁判所又ハ重罪裁判所の裁判官及び書記に對し忌
避の申立を爲すことを得

豫審と爲したる裁判官其公判に干預し又ハ始審裁判を爲したる裁判官其終審裁判
不干預したる時亦同じ

第二百八十條 忌避の中 立ハ本案の裁判言渡しに至るまで何時も之を爲すこ
とを得

忌避の申 立ありたる時の本案の辨論を停止す

第二百八十一條 忌避又ハ回避の中 立及び其判決と爲すハ第二百三十八條より
第二百四十五條まで定めたる規則に従ふ

第二百八十二條 忌避又ハ回避の申 立を棄却したる時ハ前ハ停止したるより以後
の手續に取掛る可一但五日間辨論を停止したる時ハ新ハ辨論を爲すべし
變災厄難の爲め訴訟手續を停止したる時亦同じ

第二百八十三條 公判に於て用ふ可き證據ハ豫審に於て用ふ可き證據と同じ
第二百八十四條 裁判長ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ハ因リ又ハ職權を以て豫

審中管轄官吏の作りたる調書及び檢証書類を朗讀せしむると得

是等の書類ハ原被証人の陳述と同一の効と有す

第二百八十五條 調書を作りたる司法警察官ハ檢察官其他訴訟關係人より證人
をして之と叫出し又ハ裁判所の職權を以て之を叫出すことを得

豫審判事の裁判所の職權に因リ又ハ檢察官其他訴訟關係人より其裁判所の允許
を得て調書説明の爲め之と叫出すことを得

第二百八十六條 豫審に於て訊問したる證人ハ更之を叫出すことを得

豫審に於て録取したる證人の陳述書ハ更之其證人と叫出さる時證人叫出を
受け出廷せざる時又ハ豫審及び公判に於ての陳述を比較す可き時ハ檢察官其他
訴訟關係人の請求に因リ又ハ裁判長の職權を以て之を朗讀せしむるとを得

第二百八十七條 第七十八條以下の規則ハ公判の證人にも亦之を適用す

第二百八十八條 證人の互言詰と接す可からず又陳述前辨論に立會す可からず

第二百八十九條 證人の左の順序に従ひ訊問す可し

- 一 檢察官の請求に因り呼出したる証人
- 二 民事原告人の請求に因り呼出したる証人
- 三 被告人及び民事擔當人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十條 証人数名ある時の氏名目録の順序に従ひ之を訊問す可し但し裁判長の証人を呼出したる者の意見を聽き其順序を變更することを得

第二百九十一條 證人及び被告人へ裁判長は非ざれば之を訊問することを得ず

陪席判事及び檢察官へ裁判長は告げ證人及び被告人を訊問することを得
訴訟關係人へ辨論に必要なりとする條件を分明ならしむる爲め証人を訊問す可きことを裁判長は求むるを得

第二百九十二條 証人の陳述不實にして故意に出で禁錮以上の刑に該る可き者と思料したる時は裁判所は於て檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て之

を取押へ勾引狀を以て豫審判事に送致す可きの言渡しを爲す可し

其証人の陳述の書記之を録取し豫審判事に送致す可し

本條の場合に於てハ裁判所は於て檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て本案の事件に付き裁判の延期を言渡すことを得

第二百九十三條 証人呼出に應ぜざる時は裁判所は於て即時に檢察官の意見を聽き

左の科料罰金と言渡す可し但し其言渡しに對してハ故障及び控訴を許さず

- 一 違警罪事件に付てハ五十鎊以上一圓九十鎊以下の科料
- 二 輕罪以上の事件に付てハ二圓以上十圓以下の罰金

被告人闕席したる時は其呼出したる証人出廷せしむる科料罰金を言渡す可し

第二百九十四條 前條の言渡す書に即時に書記より本人に送致す可し

其言渡を受けたる者三日内に出廷す可し能はざりハ正當の事由を証明したる時は裁判所は於て檢察官の意見を聽き科料又ハ罰金の言渡を取消す可し但し重罪裁

判所閉廳の後、其閉廳したる裁判所に其中、立を爲す可し

第二百九十五條 証人呼出に應ぜざる時、檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ裁判所の職權を以て公判を延期するの言渡を爲すことを得

檢察官自から其請求を爲さざる時ハ公判の延期又付テ意見を陳述す可し

第二百九十六條 證人再度の呼出を受け仍は出延せざる時、檢察官の意見を聽き前に定めたる科料罰金の二倍及び再度の呼出の費用を言渡す可し此場合又於ても亦前條より從ひ再び公判を延期するを得但延期したる時ハ其證人又對し勾引狀を發す可し

第二百九十七條 第九十一條以下の規則ハ公判に於て新任命したる鑑定人亦之を適用す但呼出に應ぜざる時ハ第二百九十三條の規則に從ひ處分す可し
鑑定人の鑑定したる事件に付き説明の爲め更之を呼出す時ハ證人又付き定めたる前數條の規則より從ひ處分す可し

第二百九十八條 被告人聲者啞者又ハ國語不通せざる者なる時ハ第二百五十六條、第二百五十七條の規則に從ふ

第二百九十九條 被告人數名ある時ハ裁判長其意見を述べ且檢察官其他訴訟關係人の意見を聽き訊問の順序と定む可し

第三百條 證憑調濟の後、檢察官民事原告人被告人其辨護人及び民事擔當人の順次發言す可し

檢察官其他訴訟關係人の陳述ハ他より妨礙するを得ず

檢察官其他訴訟關係人ハ迭ひに辨論を爲すとを得但ハ辨論の最終にハ被告人又ハ辨護人を以て發言せしむ可し

第三百一條 檢察官公訴を抛棄すと雖も裁判所に於てハ本案に付き相當の裁判を爲す可し

第三百二條 辨論中公判の手續に付き異議の申立ありたる時、裁判所に於て檢察官の意見と聴き直ちに之を判決す可し。但し其判決に對する控訴又ハ上告ハ本案の裁判言渡ありたる後に非ざれば之を爲すことと得ず。

第三百三條 民事擔當人ハ始審終審を問はず何時にても其訴訟關係することを得。又民事原告人ハ民事擔當人をして其訴訟關係せしむるを得。

若し異議の申立ありたる時ハ其裁判所に於て之を判決す可し。其判決に對してハ本案の裁判言渡しを待たず直ちに控訴又ハ上告を爲すことと得。此場合に於てハ本案の辨論を停止す。

第三百四條 裁判所は於て刑の言渡を爲すハ事實及び法律に依り其理由を明示し且一切の證據を明示す可し。

第三百五條 無罪の言渡を爲すハ其理由として被告人に對し犯罪の證據なきことを免訴の言渡と爲すも亦同じ。

明示す可し

第三百六條 裁判所は於てハ公訴の裁判と同時私訴の裁判言渡を爲す可し。

私訴に付て取調未だ充分ならざる時ハ公訴の裁判ありたる後其裁判言渡を爲すを得。

第三百七條 被告人刑の言渡を受けたる時ハ裁判所の職權を以て公訴裁判費用の全部又ハ幾分と擔當す可きの言渡を爲す可し。

免訴又ハ無罪の言渡ありたる場合ハ於て公訴裁判費用ハ官よて之と擔當す可し。私訴裁判費用ハ民事の規則に從ひて取訴したる者之を擔當す可し。

第三百八條 被告人刑の言渡を受けたる時否とを問はず沒收し係らざる差押物品ハ所有主の請求なりと雖ども之と還付するの言渡を爲す可し。

第三百九條 本案の裁判言渡に對する上訴の期限内又上訴ありたる時ハ其判決あるまで裁判執行を停止す。

第三百十條 禁錮以上の刑の言渡を受けたる者逃亡したる時ハ現ニ捕不就ク非
ざれば上訴を爲すことを得ず

第三百十一條 拘留を受けたる者上訴を爲し又ハ保釋を求むる時ハ其申立書を監獄
長ニ差出し監獄長より之を其裁判所の書記ニ差出す可し

第三百十二條 訴訟關係人又ハ其代人非常の變災厄難ニ因リ上訴期限を経過したる
場合ニ於テ其旨と證明したる時ハ期限を経過したるニ因リ失ひたる權理を回復す
ることを得但一變災厄難を免かれたるより通常の期限内ニ其證據を申立書ニ添へ
上訴を爲す可し

第三百十三條 書記ハ速かに前條の中立書を對手人ニ送達す可し對手人ハ三日内
ニ答辨書と差出すことを得

上訴を判決す可き裁判所ニ於テハ會議局にて檢察官の意見を聽き先づ其上訴を
受理す可きや否と判決す

上訴と受理す可き者と判決したる時ハ書記をして其旨を訴訟關係人ニ通知せしめ
通常の規則ニ從ヒ本案の裁判を爲す可し

上訴を受理す可からざる者と判決したる時ハ他の原由あるニ非ざれば即時ニ裁判
執行を爲さしむ可し

第三百十四條 裁判言渡ハ辨論と終りたる後公延ニ於テ即時ニ之を爲し又ハ次日
ニ之を爲す可し

裁判言渡書ハ其言渡前裁判官之を作り書記と共に署名捺印す可し
裁判言渡書ニハ其言渡を爲したる裁判所年月日其事件ノ干預したる檢察官の
氏名と記載す可し

第三百十五條 訴訟關係人ハ其費用と以テ裁判言渡書の謄本又ハ其拔書を求むる
ことを得但上訴の爲め其求を爲したる時ハ書記より二十四時内ニ之を下付す可し

第三百十六條 對審裁判により刑の言渡ありたる時ハ裁判長より其言渡を受けたる

者よ前條の請求及び其言渡よ對一控訴又の上告を爲すを得可きこと及び其期限を告知し又關席裁判より因り刑の言渡ありたる時の其言渡よ對し故障を爲すを得可きこと及び其期限を言渡書に記載す可し
若し其告知又ハ記載なき時ハ通常の規則より從ひ其告知あるまで上訴期限の經過と停止す

第三百十七條 書記の各事件に付き各別に公判始末書を作り左の事件其他一切の訴訟手續を記載す可し

- 一 裁判と公行したるを又ハ傍聽を禁ずるの言渡ありたること及び其事由
- 二 被告人の訊問及び其陳述
- 三 証人鑑定人の陳述及び宣誓を爲したるを若し宣誓を爲さざる時ハ其事由
- 四 原被の證據物件
- 五 辨論中異議の申立ありたるを後日と期して申立可き事件と申立たることを是等

の事件に付し檢察官其他訴訟關係人の意見及び裁判所の判決

六 辨論の順序及び被告人として最終に發言せしめたること

第三百十八條 公判始末書より前條に記載したる條件の外言渡と爲したる裁判所年月日裁判長陪席判事檢察官及び書記の氏名を記載す可し

辨論數日よ涉る時ハ其旨及び同一の裁判官出席したることを記載す可し

辨論中豫備判事を以て代らしめたる時ハ其旨を記載す可し檢察官及び書記に付ても亦同じ

第三百十九條 公判始末書の裁判言渡より三日内之を整頓し裁判長及び書記署名捺印す可し

裁判長ハ署名捺印せざる以前ハ公判始末書と檢閱し若し意見ある時ハ其紙尾に記載す可し

第三百二十條 裁判言渡書及び公判始末書の正本ハ其裁判所の書記局に保存す可し

上訴ありたる時ハ裁判長及び書記裁判言渡書及び公判始末書の謄本に認印し之を上訴書類に添ふ可し

第二章 違警罪公判

第三百二十一條 違警罪裁判所に於てハ左の條件に因て公訴を受理す

- 一 檢察官の請求に因り書記局より被告人に對し發したる呼出狀
- 二 豫審判事又ハ上等の裁判所の判決に因り其事件を移すの言渡

第三百二十二條 呼出狀ハ呼出と受く可き者の氏名職業住所出廷の日時被告事件及び代人として出廷せしむるを得可き旨を記載す可し若し被告事件の記載なき場合ニ於て被告人未だ其證人を呼出さざる時ハ公廷にて其事件の告知を受けたる後其呼出及び辨護の爲め二日の猶豫を求むるを得

第三百二十三條 呼出狀の送達を出廷との間少くとも二日の猶豫ある可し

第三百二十四條 違警罪裁判官ハ被告事件急速を要する時ハ公判に取掛る前檢察官

其他訴訟關係人の請求ニ因り又ハ職權を以て對手人の立會を要せずして檢證處分を爲すことを得

第三百二十五條 證人ハ呼出狀の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫を以て之を呼出す可し

又呼出を受けずして出廷したる者と雖も訊問前其名刺と書記ニ差出一たる時ハ裁判所ニ於て證人として其陳述を聴くことを得

第三百二十六條 書記ハ各事件毎に訴訟關係人の氏名を呼立つ可し若し其呼出に應せざる時ハ他の事件の裁判を終りたる後其事件を裁判す可し

第三百二十七條 違警罪裁判官ハ最初ハ被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を問ふ可し

官吏の作りたる調書又ハ申立書ある時ハ書記之を朗讀す可し
檢察官ハ被告事件を陳述す可し

第三百二十八條 違警罪裁判官ハ被告人ハ被告事件ト承認するや否と訊問す可一
若し被告人代人を以て白状と爲す時ハ其署名捺印しる書面を差出す可一

第三百二十九條 被告人の白状ありたる時ハ他の證據を差出す及ばず但裁判所に於てハ檢察官民事原告人の請求不因り又ハ職權を以て之と差出さしむるを得
若し白状あり時ハ原被の證人と訊問一其他證據ある時ハ之を差出す可し

第三百三十條 檢察官ハ法律の適用に付き意見を陳述す可一

民事原告人ハ被害事件を證明し及び要償又付き意見を陳述す可し

被告人民事擔當人又ハ其代人ハ答辨を爲す可し

第三百三十一條 呼出を受けたる被告人民事擔當人又ハ其代人出廷せざる時ハ檢察官及び民事原告人の請求する所を聽闕席裁判と爲す可し

民事原告人出廷せざる時亦同じ

第三百三十二條 闕席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人の請求よ因り闕席一たる

者又ハ其住所之を送達す可し

闕席裁判と受けたる者故障を爲さんとする時ハ言渡書の送達ありたるより三日内

よ其中立書を書記局に差出す可し

第三百三十三條 裁判所よ於て先づ故障の申立を受理す可きや否と判決す可一若一

受理す可き者と判決一たる時ハ書記より故障ありたると及び其事件を公判し付す

可き日時を故障の對手人に通知する爲め呼出狀を送達す可し但其送達と出廷との

間少くとも二日の猶豫ある可し

又公判不付す可き日時を其前日ハ故障の申立人よ報知す可し

第三百三十四條 故障の申立を受理したる場合よ於てハ第三百二十六條より第三百

三十條までの規則に従ひ更に裁判と爲す可し

其裁判よ闕席したる者の故障を爲すとを得ず

第三百三十五條 犯罪の證據充分ならざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

又第二百二十四條第三以下の場合お於てハ免訴の言渡を爲す可一

第三百三十六條 被告事件違警罪よして且證據充分なる時ハ法律に従ひ刑の言渡を爲す可し

第三百三十七條 被告事件重罪又ハ輕罪なる時ハ管轄違の言渡を爲し其事件を輕罪裁判所檢事よ送致す可し但被告人ハ對一勾留狀を發することを得

第三百三十八條 違警罪裁判所の裁判言渡よ對してハ左の區別よ從ひ輕罪裁判所ハ控訴するを得

- 一 被告人ハ拘留の刑の言渡を受けたる時
- 二 民事原告人被告人及び民事擔當人ハ要 償よ付ての言渡民事上治安裁判所の終審の金額を超過したる時
- 三 檢察官其他訴訟關係人ハ上よ記載したる理由あらざる時と雖ども管轄違越權擬律の錯誤又ハ無效の記載ある規則に背きたる時

第三百二十九條 控訴を爲さんとする者ハ原裁判所の書記局よ其中立書を差出す可し但其中立の期限ハ對審裁判よ付てハ言渡より三日内又闕席裁判よ付て故障あらざる時ハ本人又ハ其住所よ言渡書の送達ありたるより五日内とす

控訴を爲すの申立ありたる時ハ書記より其旨を對手人よ通知す可し

第三百四十條 訴訟に關する一切の書類ハ檢察官より控訴を受く可き裁判所の書記局よ之を送致す可し

若し檢察官控訴の申立人又ハ對手人なる時ハ控訴を受く可き裁判所の檢察官ハ其意見書を差出す可一

第三百四十一條 控訴を受く可き裁判所よ於てハ書記局より訴訟關係人よ對し呼出狀を發したる後其裁判ハ取掛る可し
呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫ある可し
證人ハ呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百四十二條 控訴の對手人ハ其裁判言渡るまで何時ても附帶の控訴を爲すと得但附帶の控訴ハ公廷に於て直ち之を申立ることを得

第三百四十三條 控訴に係る事件ハ輕罪の裁判と爲す付き定めたる規則に從ひ之と裁判す可し

檢察官其他訴訟關係人ハ裁判長の允許を得る非ざれば新なる證人又ハ始審に於て陳述したる證人を呼出すことを得ず

第三百四十四條 控訴を受けたる裁判所は於てハ原裁判言渡を認可するの言渡を爲し又ハ之を取消し更ニ裁判言渡を爲す可し

被告人のみ控訴を爲したる時の原裁判言渡より重き刑を言渡すことと得ず私訴に付ての控訴の裁判ハ通常民事の規則に從ふ

第三百四十五條 第三百四十一條以下の規則の控訴の曠席裁判に付ても亦之を適用す

第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人ハ違警罪事件の終審の對審裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第三章 輕罪公判

第三百四十七條 輕罪裁判所は於てハ左の條件に因て公訴を受理す

一 檢察官の請求に因り書記局より被告人に對し發したる呼出狀

二 豫審判事輕罪裁判所會議局又ハ上等の裁判所の判決に因り其事件を移すの言渡

第三百四十八條 呼出狀に付てハ第三百二十二條第三百二十三條の規則に從ふ

第三百四十九條 被告事件罰金の刑に該る可き時ハ代人をして出廷せしむることを得可し旨を呼出狀に記載す可し

民事原告人及び民事擔當人の代人をして出廷せしむることを得

第三百五十條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を

呼出す可し

第三百五十一條 第三百二十四條の規程の豫審を経たる輕罪事件も亦之を適用す

第三百五十二條 檢察官ハ裁判長より被告人の氏名年齢職業住所及び出生の地を問たる後被告事件を陳述す可し

民事原告人ハ被告事件を證明す可し

調書又ハ申立書ある時の書記をして之を朗讀せしめ次ハ原被證人の陳述を聴き且證據物件を被告人ハ示し辨解を爲さしむ可し

被告人及び民事擔當人ハ答辨を爲す可し

第三百五十三條 檢察官ハ法律の適用ハ付き其意見を陳述す可し

民事原告人の要償又付さ其意見を陳述す可し

被告人及び民事擔當人の更ハ答辨を爲すことを得

第三百五十四條 罰金の刑ハ該る可き被告人又ハ第二百六十九條の規則ハ從ハ闕席

裁判を爲すことを得可き被告人其呼出の日時又出廷せざる時ハ闕席裁判を爲すべし

第三百五十五條 闕席裁判ハ關する第三百三十一條より第三百三十四條までの規則ハ此章にハ亦之を適用す

第三百五十六條 闕席裁判ハ因り禁錮の刑の言渡を受けたる被告人ハ左の場合を除くの外ハ刑期滿免除ハ至るまで故障を爲すことを得

一 被告人本案の裁判前豫め裁判す可き事件を申立たる時

二 裁判言渡書を本人ハ送達したる時

三 被告人裁判執行ハ因り刑の言渡ありたるを知りたるの證ある時

第一の場合ハ於テハ言渡書の送達ありたるより第二第三の場合に於テハ言渡ありたるを知りたるより三日内に故障を爲すことを得

第三百五十七條 裁判所ハ於テ事實發見の爲め必要なりとする時ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ハ因り又ハ職權を以テ新なる証人ト呼出シ鑑定人を命じ若クハ臨檢

を爲すことを得但是等の處分と爲すに付てハ第三編第三章に定めたる規則に従ふ
又豫審を経ざる事件に付きてハ豫審判事をして其指示する所の條件に付き取調を
爲し且其報告書を差出さしむると得

第三百五十八條 犯罪の證據充分ならざる時の裁判所ハ於て無罪の言渡を爲す可し
又第二百二十四條第三以下の場合ハ於てハ免訴の言渡と爲す可し本條の場合ハ於
て被告人勾留と受けたる時の放免の言渡を爲す可し

第三百五十九條 被告事件違警罪なる時の終審の裁判言渡を爲し且被告人勾留を受
けたる時の釋放の言渡を爲す可し

第三百六十條 被告事件重罪なる時の管轄違の言渡と爲し若し豫審を経ざる時
ハ豫審判事よ送付するの言渡と爲す可し但被告人勾留を受けざる時の勾引狀と發
す可し

訴訟書類及び證據物件ハ檢察官より之を豫審判事よ送致す可し

第三百六十一條 被告事件豫審を経たる時の之を其裁判所の會議局よ送付するの言
渡を爲す可し

會議局ハ於てハ第二百五十三條第二百五十五條の規則に従ひ取調を爲し被告人と
管轄裁判所よ送付するの言渡を爲す可し

第三百六十二條 會議局の言渡は因り事件を受け受理したる場合ハ於て新なる證據を發
見するとなくして其事件を重罪なりとする時の管轄違の言渡を爲す可し

第三百六十三條 前二條の場合ハ於てハ會議局又ハ大審院の判決あるまで檢察官の
請求を因り又ハ裁判所の職權を以て被告人を其裁判所の監倉よ留置するの言渡を
爲すことを得

又第二百十條以下の規則に従ひ保釋を付し判決を爲すことを得

第三百六十四條 被告事件輕罪よして且證據充分なる時の法律よ従ひ刑の言渡を爲

す可し

被告人禁錮の刑の言渡を受けたる時ハ當然保釋責付を取消しうる者トす但し上訴中更に保釋を求むるを得

第三百六十五條

檢察官其他訴訟關係人ハ左の區別に従ひ輕罪裁判所の裁判言渡

一 檢察官ハ無罪免訴又ハ刑の言渡ありたる時但し違警罪事件ト一て言渡ありたる場合ハ於てハ其事件を輕罪なりとする時

二 被告人ハ違警罪に付てハ言渡を除くの外刑の言渡を受けたる時

三 民事原告人被告人及び民事擔當人ハ要償に付ての言渡民事上始審裁判所の終審の金額を超過したる時

四 檢察官其他訴訟關係人ハ管轄違越權擬律の錯誤又ハ無効の記載ある規則ニ背きたる時

第三百六十六條

控訴裁判言渡ありたるより五日内之と爲すことと得

開席裁判を受けたる者ハ刑の期滿免除に至るまで何時亦ても故障を爲さずして直ちニ控訴を爲すとを得但第三百五十六條の場合ニ於てハ五日内之を爲す可し

第三百六十七條 公訴の裁判言渡ニ對し控訴ありたる場合ニ於て被告人勾留を受けたる時ハ檢察官より之を控訴裁判所の監倉ニ移す可し

第三百六十八條 第三百三十九條より第三百四十二條まで及び第三百四十四條の規定ハ此章も亦之を適用す

第三百六十九條 輕罪裁判所檢察事の控訴又ハ檢事長の附帶の控訴ありたる場合ニ於て被告事件を重罪ありとする時ハ第二百五十五條の規則ニ從ひ會議局ニ於て重罪裁判所ニ移すの言渡を爲す可し

第三百七十條 控訴の開席裁判及び其故障ニ付てハ始審の開席裁判及び其故障ニ付定めたる規則ニ從ふ

第三百七十一條 檢察官其他訴訟關係人の輕罪裁判所の終審の審裁言渡し及び控訴裁判所の對審裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第四章 重罪公判

第三百七十二條 重罪裁判所に於てハ左の條件に因て公訴と受理す

- 一 豫審判事又ハ輕罪裁判所會の判決に因り其事件を移すの言渡
- 二 控訴裁判所又ハ大審院の判決に因り其事件を移すの言渡

第三百七十三條 重罪裁判所へ移すの言渡確定したる時ハ左の區別に從ひ公訴狀を作る可し

控訴裁判所に於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長公訴狀と作る可し
始審裁判所に於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長公訴狀を作り又ハ重罪裁判所檢察官の職務を行ふ可き檢事をして之を作らしむ可し

第三百七十四條 公訴狀ハ左の條件を記載す可し

- 一 被告事件の始末及び加重減輕の模様
- 二 被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地
- 三 豫審に於て集取したる原被の證據
- 四 罪名法律の正條及び重罪裁判所へ移すの言渡の概略

第三百七十五條 公訴狀又ハ重罪裁判所へ移すの言渡書に記載したるより以外の事件又ハ被告人と記載す可からず

第三百七十六條 重罪裁判所に移すの言渡書は同一の被告人に對し附帶し非ざる數個の重罪と記載したる場合ハ於て檢察官ハ各別公訴狀を作りたる上に於て各別に辨論を爲すことを裁判所長に請求するを得

裁判所長ハ同一の公訴狀に附帶し非ざる數個の重罪を記載したる場合に於て其職權を以て各別公訴狀を爲さしむることを得又數個の公訴狀に記載したる事件に付き同時に辨論を爲さしむること得

第三百七十七條 書記の被告人出廷より少くとも五日前に公訴狀の謄本を被告人に送達すべし

被告人數名ある時、各別に其謄本を送達す可し

第三百七十八條 重罪裁判所長又ハ其委任を受けたる陪席判事ハ公訴狀の送達ありたるより二十四時の後書記の立會に依り被告事件よつと被告人を訊問し且辯護人と選任したりや否を問ふ可し

若し辯護人を選任せざる時ハ裁判所長の職權を以て其裁判所々属の代官人中より之を選任す可し

被告人及び代官人より異議の申立なき時ハ代官人一名を以て被告人數名の辯護を爲さしめんとを得

辯護人を選任したるより三日の後ハ非ざれば辯論ヲ取掛んとを得ず

第三百七十九條 辯護人差支ある時若くハ被告人より之と改選す可き正當の事由を

申立てたる時被告人自ら辯護人を選任するハ非ざれば前條の規則ハ從ひ裁判所長より之を選任す可し但辯護人と改選したる時ハ三日間辯論を停止すべし

第三百八十條 書記ハ第三百七十八條の場合に於て訊問の調書を作り辯護人を改選するに付き其式を履行したることを記載す可し

辯論中辯護人を改選し及び辯論と停止したる時ハ公判始末書ハ其旨を記載す可し

第三百八十一條 辯護人なくして辯論を爲したる時ハ刑の言渡の効なかる可し

第三百七十七條第三百七十九條までの規則ハ背きたるとありと雖ども辯論ヲ取掛る前に非ざれば被告人より異議の申立をなすことと得ず

第三百八十二條 辯護人ハ第三百七十八條の處分ありたる後被告人と接見するを得

あるまで被告人と接見することを得ず但被告人現に勾留を受くる地の裁判所長の
允許を得る時ハ此限在らず

第三百八十三條 検察官及び民事原告人の請求より呼出したる證人の氏名目録
の開廷より一日前之を被告人に送達す可し

被告人の請求に因り呼出したる證人の氏名目録ハ同上の期限内書記より之を檢
察官に送致し民事に付き呼出したる證人の氏名目録ハ之と民事原告人に送達す可
し

第三百八十四條 前條の規則に従ひ豫め氏名を通知せざる證人の陳述ハ事實參
考の爲め非ざれば之を聽くとを得ず但し對手人より異議なきことを申立る時ハ
證人として其陳述を聽くとを得

第三百八十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫を以
て之を呼出す可し

第三百八十六條 裁判長ハ開庭の日に當り公廷に於て陪席判事檢察官の面前にて開
聽す可きとを陳述す可し但被告人を呼出す可からず

第三百八十七條 裁判長辨論二日以上お渉る可しと思料したる時ハ重罪裁判所々在
地の裁判所判事一名を以て豫備陪席判事と爲すことを得

第三百八十八條 裁判官檢察官及び書記各其席に就きたる後即時に訊問及び辨
論を取掛る可し

裁判長ハ先づ被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を問ふ可し
若し其答辭と豫審中の陳述と相違ありと雖ども公訴狀に記載したる被告人相違
なき時ハ引續き辨論を爲す可し

第三百八十九條 書記ハ呼出したる證人の氏名を呼立つ可し
其呼立に應じたる証人の扣席を退かすも陳述を爲すに當り順次之を呼入る可し

第三百九十條 裁判長ハ書記をして公訴狀を朗讀せしむるに付き注意して聽く可き

ことを被告人よ告知す可し

第三百九十一條 裁判長の書記前條の期讀を終りたる後被告人を訊問す可し

被告人豫審中に白狀したる事件を確認せず又ハ之を取消さんとする時ハ其事由を辨明せしむ可し

被告人の白狀ありと雖ども仍々其取調と爲さざる可からず

第三百九十二條 裁判長ハ前條の訊問を終たる後證據と差出ハ從ヒ其證據よ付き辨

解を爲し且自己の利益と爲る可き反証を差出すを得可きことを被告人よ告知す可し

第三百九十三條 裁判長ハ原告証人陳述を終りたる毎又被告人よ意見ありや否を

問ふ可し

第三百九十四條 証人ハ陳述を爲したる後其扣席に留るべし但一裁判長より退

廷の允許と得たる時ハ此限不在らず

陪席判事檢察官被告人及び民事原告人ハ更又証人を訊問すると又証人と對質せし

むるとと請求するを得

裁判長ハ職權を以て前項の處分を爲すとを得

第三百九十五條 裁判長ハ証人愛憎畏懼の念と生じ被告人の面前於て充分なる陳

述を爲すとを尙ざる可しと思料したる時ハ檢察官民事原告人の請求に因り又ハ職

權を以て其証人の陳述中被告人を退席せしむるとを得

裁判長ハ証人陳述を終りたる後再び被告人を公廷ハ呼入れ其陳述したる條件を

告知し且被告人の意見ある時ハ之を申立しむ可し

第三百九十六條 裁判長ハ第三百九十五條又定めたる手續の終りたる後公訴よ付き辨論の

終結したるを言渡す可し

第三百九十七條 檢察官及び被告人ハ辨論中ハ發見したる條件よ付き豫審を求むる

とを得裁判所に於て其請求と認可したる時ハ重罪裁判所の判事一名をして豫審を

爲し且其報告書を差出さしむ可し

第三百五十七條 第一項の規則ハ本條にも亦之を適用す

第三百九十八條 辨論終結の言渡ありたる時ハ檢察官法律適用の爲め其意見を陳述す可し

被告人及び辨護人の意見其當を得ざることを辨論するを得

第三百九十九條 前條の辨論を終りたる後民事原告人の私訴に附き其請求する所を

陳述す可し 被告人辨護人及び民事擔當人の答辨を爲すことを得

檢察官ハ私訴又付き其意見を陳述すべし

裁判所ハ於てハ私訴の辨論を延期することを得但し閉廳前之を判決す可し

第四百條 被告事件重罪にして且證據充分なる時ハ法律に従ひ刑の言渡を爲す可し

又第二百二十四條第三以下の場合ハ於てハ免訴の言渡を爲し且被告人を放免す可し

第四百一條 犯罪の證據充分ならざる時ハ無罪の言渡を爲し且被告人を放免す可し

又原被告の要償に付き第三百九十九條の規則ハ從ひ裁判言渡と爲す可し

第四百二條 辨論中公訴狀に記載したる事件に附帶せざる他の重罪輕罪と發見した

る場合ハ於て檢察官の請求ある時ハ重罪裁判所と開きたる裁判所の判事一名をして豫審を爲さしめ本會又ハ次會ハ於て本案の事件と共に之を裁判す可し

第四百三條 檢察官其他訴訟關係人の重罪裁判所の對審裁判言渡又對し上告を爲

すことを得

第四百四條 闕席裁判を爲すハ裁判長書記をして公訴狀及び必要なりとする豫審

書類を朗讀せしめ又原被告証人の陳述を聴く可し

檢察官ハ法律の適用ハ付き意見を陳述し民事原告人の要償に付き意見と陳述す可し

民事擔當人の答辨するを得

第四百五條 闕席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ハ因り本人又ハ其

住所よ送達す可し

第四百六條 關席裁判ハ係る刑の言渡よ對してハ檢察官よ非ざれば上告を爲すことを得ず

民事原告人及び民事擔當人ハ私訴の裁判言渡よ對し上告を爲すことと得

第四百七條 關席裁判ハ因り刑の言渡を受けたる者ハ刑の期滿免除に至るまで何時よても故障を爲すことを得但し捕ふ就きたる時ハ十日内に故障を爲す可し

第四百八條 故障の申立ハ關席裁判を爲したる重罪裁判所ハ之を爲す可し

重罪裁判所よ於てハ先づ其故障を受理す可きや否を判決す可し

其故障を受理す可き者と判決したる時ハ本會又ハ次會ハ於て通常の規則よ從ひ更に裁判を爲す可し

第四百九條 關席裁判を爲したる重罪裁判所閉 廳の後ハ其地を管轄する控訴裁判所よ故障の申立を爲す可し

控訴裁判所よ於て其故障を受理す可き者と判決したる時ハ通常の規則よ從ひ更に重罪裁判所の裁判を受く可きの言渡を爲す可し

第五編 大審院の職務

第一章 上告

第四百十條 檢察官及び被告人ハ豫審又ハ公判の言渡ハ對し左の場合よ於て上告を爲すことと得

- 一 法律よ背き忌避の申立を認可せざる時
- 二 裁判所の構成規則ハ背きたる時
- 三 法律ハ管轄違又ハ管轄なりとの言渡若くハ管轄ハ非ざる裁判所よ事件を移すの言渡ありたる時
- 四 法律ハ於て無効の記載ある規則ハ背きたる時又ハ無効の記載なき規則ハ背きたるよ因り異議の申立ありたる場合よ於て之を認可せざる時

- 五 法律に背き公訴を受理し又ハ受理せざる時
- 六 法律に定めたる場合ハ於テ檢察官の意見ヲ聽かざる時
- 七 裁判所ハ於テ請求を受たる事件ハ付判決を爲さず又ハ職權を以テ判決するを得可き場合を除くの外請求を受ざる事件ハ付テ判決を爲したる時
- 八 裁判言渡を公行せず又ハ傍聽を禁ずるの言渡なくして訊問及び辨論を公行せざる時
- 九 事實及び法律に依リ言渡の理由を付せず又ハ其理由の齟齬ある時
- 十 擬律の錯誤ある時
- 十一 越權の處分ある時
- 第四百十一條 免訴又ハ無罪の言渡ありたる場合ハ於テハ被告人の利益の爲め定めたる規則に背きたると又ハ犯罪の場所ハ因リ管轄違ありと雖ども上告を爲すことを得ず

- 第四百十二條 民事原告人被告人及び民事擔當人ハ私訴ハ關する豫審又ハ公判の言渡に對シ第四百十條に定めたる理由に付テ上告を爲すことを得
- 第四百十三條 上告の對手人ハ大審院の判決あるまで何時までも附帶の上告を爲すことを得
- 大審院檢察事長も亦附帶の上告を爲すことを得
- 第四百十四條 上告の期限ハ三日ありとす但し豫審に付テハ言渡書ハ送達ありたるより起算シ公判に付テハ言渡ありたるより起算す
- 第四百十五條 豫審又ハ公判の言渡に對シ上告ありたる時ハ勾留保釋責任釋放及び放免の言渡を除くの外其執行を停止す
- 第四百十六條 上告を爲さんとする者ハ其申立書と原裁判所の書記局に差出す可し上告の申立書ハ其申立ありたるより二十四時内ハ書記より之を對手人ハ送達す可し

第四百十七條 上告申立人ハ其申立を爲したるより五日内ニ趣意書ト原裁判所の書記局ニ差出す可シ

書記局ニ差出す可シ
書記ハ上告趣意書を受取りたるより二十四時内ニ之を對手人ニ送達す可シ

第四百十八條 對手人ハ上告趣意書を受取りたるより五日内ニ答辨書を原裁判所の書記局ニ差出す可シ

書記ハ其答辨書を受取たるより二十四時内ニ之を上告申立人ニ送達す可シ

第四百十九條 檢察官より差出す可キ上告趣意書又ハ答辨書ハ二通を作り一通を大

審院ニ差出し一通を對手人ニ送達す可シ

私訴の裁判言渡に對し訴訟關係人より差出す可キ上告趣意書又ハ答辨書ハ付ても亦同じ

第四百二十條 書記ハ前數條ニ定めたる期限經過したる後速カク訴訟書類及び上告書類を其裁判所の檢察官ニ差出す可シ

檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢察長ニ差出し且意見ある時ハ之を添ふ可シ

檢察長ハ上告事件ト刑事局の簿冊ニ登記す可キことを院長ニ請求す可シ

第四百二十一條 上告申立人及び對手人の代言人を差出すことを得

重罪の刑ハ言渡を受けたる者上告を爲し又ハ檢察官より重罪の刑ニ該る可キ者として上告を爲したる場合ニ於て刑の言渡を受けたる者自ら代言人を選任せざる時ハ院長の職權ニ以て其院所屬の代言人中より之を選任す可シ

第四百二十二條 院長ハ刑事局判事中心ニ專任判事一名を命ず可シ專任判事ハ一切

の書類を檢閲ベ其報告書を作る可シ但一自己の意見を付す可からず

第四百二十三條 上告申立人及び對手人ハ專任判事の報告書を差出すまでハ大審

院書記局を経由て其趣意を擴張げ可キ辨明書を差出すことを得

專任判事報告書を差出したる後辨明書を差出したる時ハ之を其報告書ニ添ふ可シ

第四百二十四條 書記ハ開廷より三日前ニ開廷の日時を上告申立人及び對手人

の代理人は報知す可し

第四百二十五條 開廷の日ハ公廷ヨ於テ專任判事其報告書を朗讀す可し

検事長及び代理人の各其趣意を辨明す可し

私訴の上告は付てハ検事長最終ニ其意見を陳述す可し

第四百二十六條 上告申立人又ハ對手人より代理人を差出さるる時ハ其儘ヨテ判決を爲す可し

第四百二十七條 大審院に於て上告の理由なしとする時ハ之を棄却するの言渡を爲す可し

第四百二十八條 大審院ヨ於テ豫審又ハ公判の言渡ヲ對する上告ハ付テ破毀の原由ありとする時ハ其言渡の全部を破毀シ其事件を他の裁判所ヨ移すの言渡を爲す可し但し後の數條に記載したる場合ハ此限にあはず

第四百二十九條 擬律の錯誤若クハ法律ヲ背キ公訴ト受理一又ハ受理せざることを因

り原裁判言渡を破毀したる時ハ其事件を移すとみる大審院ヨ於テ直ちハ裁判言渡しを爲す可し

第四百三十條 豫審又ハ公判の手續規則ヲ背きたるをありと雖ども其後の手續ハ利害を及ぼさるる時ハ其事件と他の裁判所ヨ移すとなく止テ其手續を破毀す可し

第四百三十一條 豫審又ハ公判の言渡の幾分ヲ對し上告ありたる場合ハ於テ他の部分ヨ關係あらざる時ハ大審院ヨ於テ其上告ヲ係る部分ヲ破毀シ法律ヲ從ヒ直ちハ相當の裁判言渡を爲一又ハ其事件を他の裁判所ヨ移す可し

第四百三十二條 大審院ヨ於テ原裁判言渡を破毀シ直ちハ裁判言渡を爲したる時ハ原裁判所又ハ他の裁判所トシテ其執行ヲ爲さ一可し

第四百三十三條 大審院ヨ於テ破毀したる事件を他の裁判所ヨ移その言渡を爲す可き時ハ原裁判所ヨ接近したる同等の裁判所を定示すべ一其單ハ私訴ヨ係る事件ハ之を民事裁判所ヨ移す可し

第四百二十四條 法律に係る大審院の判決に確定の者どす
 大審院より送付を受けたる裁判所の裁判言渡に對しては通常の規則に從ひ更
 上告を爲すことを得

第四百二十五條 法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又は相當の刑より重き
 刑と言渡したる場合よ於て定期内に上訴する者なくして其裁判言渡しに確定したる
 時大審院檢事長より司法卿の命に因り又は職權を以て何時よりも非常上告を爲
 すことを得

非常上告ありたる時原裁判言渡を破毀し大審院に於て直ち裁判言渡しを爲
 す可し

第四百三十六條 左の場合に於ては大審院の裁判言渡しに對し檢事長其他訴訟關係
 人より其院に哀訴することを得

一 大審院に於て前條を定めたる式を履行せざる時

二 訴訟關係人より申立てる條件に付き判決を爲さざる時

三 同一の裁判言渡しに付き二箇の條件に齟齬したる時

第四百三十七條 哀訴を爲さんとする者の裁判言渡ありたるより三日内書記局
 に其申立てを爲す可し

書記局に申立書を受取りたるより二日以内に之を對手人へ送達し對手人の同一の期限
 内に其答辨書と差出す可し

大審院に於ては通常上告の規則に從ひ哀訴の判決を爲す可し

第四百三十八條 大審院の裁判言渡しに其言渡しありたるより三日間又哀訴ありた
 る時其判決あるまで執行を停止す

第二章 再審の訴

第四百三十九條 再審の訴に左の場合に於て重罪輕罪の刑の言渡しに對し被告人の
 利益の爲め之を爲すことを得但し裁判確定の後に非ざれば之を爲すことを得ず

- 一 人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたる後其言渡の日より當り殺されたりと認められし者現に生存し又ハ犯罪前既ニ死去したるの確證ありたる時
 - 二 同一の事件に付き共犯に非ずして別ニ刑の言渡を受けたる者ありたる時
 - 三 犯罪ある以前より作りたる公正の證書を以て當時其場所ニ在らざることを證明したる時
 - 四 被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたる時
 - 五 公正の證書を以て訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤あることを證明したる時
- 第四百四十條 再審の訴を爲すことを得可き者左の如し
- 一 刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官
 - 二 刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢察官
 - 三 大審院檢察長但司法卿の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲す可し
 - 四 刑の言渡を受けたる者

- 五 刑の言渡と受けたる者死去したる時ハ其親屬
- 第四百四十一條 再審の訴ハ刑の消滅したるに拘はらず何時までも之を爲すことを得
- 第四百四十二條 再審の訴を爲さんとする者ハ其趣意書ニ原裁判言渡一書の謄本及び證據書類を添へて之を原裁判所の書記局ニ差出す可し
- 原裁判所の檢察官ハ其書類ニ意見書を添へ之を大審院檢察長ニ差出す可し
- 原裁判所の檢察官及び控訴裁判所檢察長自ら再審の訴を爲さんとする時ハ前項の手續ニ從ひ其書類を差出す可し
- 第四百四十三條 大審院ニ於てハ檢察長の請求に因り速かに專任判事一名として其取調を爲し報告書と差出さしむ可し
- 第四百四十四條 大審院ニ於てハ他の事件を關し刑事局判事全員會議局ニ集會し專任判事の報告書及び檢察長の意見書ニ依り判決を爲す可し
- 第四百四十五條 大審院ニ於て再審の原由あることを認めたる時ハ原裁判言渡を破毀

し公訴及び私訴不付き再審を爲す可きことを言渡し其事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移す可し

其送付を受けたる裁判所は於ては通常の規則に従ひ裁判を爲す可し

第四百四十六條 死者の親屬より再審の訴を爲したる場合は於て大審院より再審の理由あるを認めたる時其事件を他の裁判所に移すことなく原裁判言渡を破毀す可し

第四百四十七條 再審の裁判は因り無罪の言渡ありたる時又前條の場合に於て破毀の言渡ありたる時其者の名譽を復する爲め其言渡書を掲示公告す可し

第二章 裁判管轄を定むるの訴

第四百四十八條 通常裁判所と特別裁判所とを問はず管轄は非ざるの言渡を爲し其言渡確定したる時又忌避の理由若くは非常の事變を因り訴訟事件を管理するに能はざる時其檢察官其他訴訟關係人より裁判管轄を定むるの訴を爲すことを得

大審院檢察事長の司法卿の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲すことを得

第四百四十九條 裁判管轄を定むるの訴を爲さんとする者の其趣意書は訴訟書類を添へ之を大審院の書記局に差出す可し

第四百五十條 大審院に於てハ刑事局判事五名以上會議局は總會し専任判事の報告書及び檢察事長の意見書に依り裁判管轄を定むるの訴を判決し其事件を管理す可き裁判所を定示す可し

第四章 公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第四百五十一條 犯罪の性質被告人の身分員數地方の民心其他重大なる事情を因り裁判所對一紛擾又は危険を生ずるの恐ある時ハ公安の爲め其事件を同等なる他の裁判所に移すことを得

第四百五十二條 公安の爲め裁判管轄を移すの訴ハ司法卿の命を因り大審院檢察事長より其院に之を爲す可し

治罪法俗解第五編○裁判管轄を定むるの訴○公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第四百五十三條 大審院は於てハ會議局よて訴訟關係人の申立を聴くとなく速
よ前條の訴を判決す可一

第四百五十四條 被告人の身分地方の民心又ハ訴訟の摸様に因り裁判の公平を維持
すると能ハざるの恐ある時ハ嫌疑の爲め其事件を同等なる他の裁判所に移すを
得

第四百五十五條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ハ管轄裁判所の檢察官其他訴訟
關係人より之を爲すことを得

民事原告人嫌疑ある裁判所ハ私訴を爲し又被告人其裁判所よ於て異議の申立なく
して本案ハ付き辨論と爲したる時ハ前項の訴を爲すことを得ず

第四百五十六條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴を爲すハ其趣意書二通を原裁判
所の書記局よ差出す可し

書記ハ速よ一通を對手人に送達一對手人の其送達ありたるより三日内に答辨書

を差出すことを得

第四百五十七條 大審院は於てハ第四百五十條の規則ハ從ハ前條の訴と判決す可し

第四百五十八條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ありたる時ハ裁判所に於て其訴訟
手續を停止一

第六編 裁判執行復權及び特赦

第一章 裁判執行

第四百五十九條 重罪輕罪違警罪の刑ハ裁判確定の後に非ざれば之を執行す可
らず

第四百六十條 死刑の言渡確定したる時ハ檢察官より速に訴訟書類を司法卿に
差出す可一

司法卿より死刑と執行す可きの命令ありたる時ハ三日内に其執行を爲す可し
第四百六十一條 死刑を除くの外刑の言渡し確定したる時ハ直に之を執行す可し

第四百六十二條 刑の執行ハ原裁判所の檢察官又ハ大審院より命を受けたる裁判所の檢察官の指揮に因り之を爲す可し

罰金科料裁判費用及び没收物品ハ檢察官の命令書ニ依り之を徴收す可し
破壊又ハ廢棄すべき没收物品ハ檢察官之を處分す可し

第四百六十三條 死刑の執行ニ付テハ書記其始末書ニ作り刑の執行規則ニ從ヒ立會を爲したる官吏と共に署名捺印す可し

其他刑の執行ニ關する方法細目ハ別ニ規則を以て之を定む

第四百六十四條 裁判言渡確定シ又ハ闕席裁判ありたる時ハ其刑の言渡を爲したる裁判所の書記既決犯罪表を作り左の條件を記載す可し但ハ大審院ニ於テ刑の言渡しを爲したる時ハ其執行を爲したる裁判所の書記之を作る可し

- 一 犯人の氏名年齢職業住所及び出生の地
- 二 罪名刑名

三 再犯

四 裁判言渡を爲したる年月日

五 對審裁判又ハ闕席裁判

第四百六十五條 既決犯罪表ハ二通を作り一通を司法省ニ送致一 一通を其裁判所の書記局ニ藏置す可し

違警罪の既決犯罪表ハ一通を作り其裁判所の書記局ニ藏置す可し

第四百六十六條 刑の言渡を受けたる者其言渡の條件ニ付キ疑義の申立又ハ其執行ニ付キ異議の申立を爲したる時ハ刑の言渡を爲したる裁判所ニ於テ之と判決す可し

第四百六十七條 刑の言渡を受けたる者逃亡の後捕に就きたる場合ニ於テ人違の申立ありたる時之を認定する爲め前ヨ其罪を認めたる裁判所ニ送致す可し
裁判所に於テ本犯なるを認定すると能ハざる時ハ事實参考の爲め曾テ其事件ハ

干預しうる裁判官檢察官書記又ハ原被の證人を呼出すことを得

第四百六十八條 前二條の場合於てハ公廷にて刑の言渡を受けたる者の申立及び

檢察官の意見を聽き裁判言渡を爲す可し但其言渡を對してハ上訴を許さず

第四百六十九條 賠償及び訴訟關係人ハ償還す可し裁判費用又付其言渡の執

行ハ通常民事の規則に從ふ

第二章 復権

第四百七十條 復権の願ハ刑法第六十二條に定めたる期限経過したる後刑の言渡

を受けたる者より司法卿之を爲す可し

復権の願書ハ本人署名捺印し現住する地の始審裁判所の檢事に之を差出す可

し

第四百七十一條 復権の願書ハ左の書類を添ふ可し

- 一 裁判言渡書の謄本

- 二 主刑の満期特赦又ハ期滿免除と爲りたることを證明する書類

- 三 假出獄及び仮又監視と免せられたるの證書

- 四 賠償及び裁判費用を辨済し又ハ其義務を免かれざるの證書

- 五 過去現在の住所及び生計を記載する書類

第四百七十二條 檢事ハ願人の品行其他必要の取調を爲し前條の書類に意見書と添

へ之と控訴裁判所檢事長に差出す可し

第四百七十三條 檢事長ハ更必要の取調を爲し復権の願に關する書類に意見書と

添へ之と司法卿に差出す可し

第四百七十四條 司法卿ハ復権の願に關する書類を檢閲し其願ひと允許す可き者と

認めたる時ハ速く不上奏す可し

第四百七十五條 勅裁又ハ司法卿の意見に因り復権の願と棄却したる時ハ司法卿より

其旨を控訴裁判所檢事長に通知し檢事長より願書を差出したる始審裁判所檢事

又通知す可し

前項の場合に於てハ刑法第六十三條又定めたる期限の半を経過するハ非ざれば更
又其願と爲すを得ず

更ハ復権の願を爲すに付ても亦前數條の規則又従ふ

第四百七十六條 復権の裁可ありたる時ハ司法卿より其裁可狀を控訴裁判所檢事
又送致し檢事長より願書と差出したる始審裁判所檢事又送致す可し

檢事ハ裁可狀の謄本を願人ハ下付す可し

又刑の言渡を爲したる裁判所に裁可狀の謄本を送致し其裁判所又於て之を裁判
言渡書に記入す可し

第三章 特赦

第四百七十七條 特赦ハ刑の言渡確定したる後何時よても檢察官又ハ監獄長よ
り犯人の情狀を具し司法卿ハ申立するを得

監獄長より 特赦の申立を爲す時ハ檢察官を経由す可し但檢察官ハ意見書
を添ふ可し

特赦の申立ありたる時ハ司法卿より其書類又意見書を添へ上奏す可し

第四百七十八條 司法卿ハ刑の言渡確定したる後何時にても特赦の申立を爲す
ことを得

死刑を除くの外特赦の申立ありと雖ども刑の執行を停止せず

第四百七十九條 特赦の申立棄却ありたる時ハ司法卿より刑の言渡と爲したる
裁判所の檢察官に其旨と通知す可し

第四百八十條 特赦の裁可ありたる時ハ司法卿より刑の言渡を爲したる裁判所の
檢察官又特赦狀を送致す可し此場合に於てハ第四百七十六條の規則又従ふ

治罪法俗解畢

治罪法俗解第六編〇特赦

治罪法参考諸布告俗解目錄

書類送達

印章

書記局并に認廷等の諸務

使丁規則

裁判管轄

裁判所順次

治安裁判所

重罪裁判所管轄

商船内犯罪取扱

陪席判事并に補充判事

准現行犯

一丁

全

四丁

五丁

九丁

一〇丁

一二丁

一四丁

一九丁

二〇丁

二一丁

檢察官起訴の變則	二一丁
令狀並びに諸書式	二二丁
檢証及び物件差押	三〇丁
臨檢並びに訊問囑託	三一丁
責付	全
所屬代官の規則	三二丁
裁判言渡の謄本拔書	三三丁
違警罪に關する變則	三四丁
控訴上告費用豫納	全
無能力者代官人民事擔當人	三五丁
變則雜輯	三七丁
裁判管轄	四一丁

治罪法參考諸布令俗解

第一章 書類送達
書類送達不付治罪法第二十四條の制限有之候得とも當分のうち其儀に及ばず候事

第二章 印章

法律上判事檢事書記等署名捺印を要する節相用ふべき印章は左の雛形を照らし各自彫刻し費用は官費支拂に相立候儀と心得べく此旨相達し候事 (司法省丁第二十號達おかゝる)

官名	勅任方九分曲尺
氏名	奏任方七分曲尺
	判任方六分曲尺

書記「裁判所書記某と刻る字体ハ篆楷適宜たるべし但し認め易きを要す
治罪に中犯人証人等押印の條々實印無之者に限り從來の慣例に依り捺印爲致候儀と

治罪法參考俗解○書類送達○印章

心得へし此旨相達し候事(六號達よかゝる)

本年第五十四號公布依り治安裁判所於て輕罪裁判所を開くときハ其管轄輕罪裁判所の名稱を用ひ其印を捺し某治安裁判所於てするを附記すべし左ニ離形相添へ此旨相達し候事(司法省丁第二十七號達よかゝる)

書式離形

印章離形

横濱輕罪
裁判所

於八王子治安裁判所

横濱輕罪裁判所

裁判所印章の儀來る明治十五年一月一日以後左の通改正候條各廳於て調製し印章を以て可届出此旨相達し候事(司法省丁第三十號達よりゝる)

方曲一尺一寸五分

何々
控訴
何所
控所

始審
治安
輕罪
違警

裁判所
各一顆を彫刻す

字休ハ篆書と用ひ認め易きと要す且文字の數ハ據り或ハ「之印」の字を刻むも妨げなし

別ニ註釋を要せず

第三章 書記局并ハ訟廷等の諸務

明治十年(六月)第四十七號達大審院裁判所屬を廢し更ニ大審院裁判所書記を置き月俸左表の通相定候條此旨相達し候事(太政官第九十二號達にかゝる)

大審院
裁判所書記

判任

月	俸
五	十圓
四	十五圓
三	十五圓
二	十五圓
一	十五圓
十	十五圓
九	十五圓
八	十五圓
七	十五圓
六	十五圓
五	十五圓
四	十五圓
三	十五圓
二	十五圓
一	十五圓

治罪法參考俗解○書記局并訟廷等の諸務

書記局其他訟廷等の掌務心得書別紙の通り相達候事（司法省丁第十八號達か
る）

書記局其他訟廷等の掌務心得書

第一條 書記局諸般の事務の各員輪轉之と執り務しめ其主掌を定めず

第二條 訟廷の取締被告人扣所の看守の巡査獄卒等をして之と掌ざらむ

第三條 訟廷口詰の雇員を以て之より充て訴訟人呼入れ其他訴訟に關する雜事の使

用ハ小使を以て之より充つ可

第四條 門候を置くとき其應の便宜に任す若し之を置くときハ雇員又ハ小使

を以て之を掌ざらむ可し

但し東京各裁判所ハ此限をわらず

第五條 宿直の等外吏員雇員等にて之を務めしむ在宅當番（退廳後を云ふ）ハ判任官

よて順次之を務むべし

但し東京各裁判所ハ此限をわらず

使丁規則別冊の通り相定め候條明治十五年一月一日より施行いたすべく此旨相達

し候事（司法省丁第二十七號達か、る）

使丁規則

第一條 各裁判所書記局ハ刑事民事に關する召喚狀其他書類を送達せしむる爲め其

請負人を定め之と使丁取締とす

使丁取締ハ一人とす但し場所より二人以上を命ずるとあるべし

第二條 使丁ハ使丁取締之を撰び其氏名を書記局に届け出で鑑札を受るものとす

使丁の人員ハ使丁取締適宜之を定め書記局の許可を尋くべし

第三條 使丁取締ハ送達の事ハ付總て其責に任ずるものとす

第四條 使丁取締ハ常々裁判所にありて送達の手を取扱ふべし

第五條 使丁ハ送達を爲す時裁判所の鑑札を帶行くべし

治罪法參考俗解○書記局并訟廷等の諸務

第六條 送達の爲めその法律規則に従ふべし

第七條 使丁取締及び使丁の訴訟につき代理人となりて訟廷を出ることを許さず

第八條 送達之事は關し他人に損害を被らしめたるるときは使丁取締其償を擔當すべし

但し使丁の過失懈怠に由るときは使丁取締ハ之に對し更ニ其償を求むるを得

第九條 送達賃錢ハ書類の大小に拘らず一通付一里五錢以下とす賃錢の定限ハ使

丁取締之を申立て書記局之を決し且送達書ニ其賃錢高を附記すべし

第十條 賃錢の定限ハ其取締所ニ貼示し三日以上新聞紙ニ掲載せ又ハ其他の方法を

以て公告すべし

第十一條 刑事又ついで送達賃錢ハ其送達を受くるものより之を拂ひ置くべし

但し左の場合に於てハ書記局より之を拂ひ置くべし

一 檢察官又ハ裁判官より呼出す証人鑑定人通事の呼出し狀

二 檢察官の控訴申立を被告人への通知及び呼出狀

二 檢察官より被告人へ送達する上告申立書及び趣意書

第十二條 刑事附帶の私訴及び民事に付て送達賃錢の總て其送達を請求める者よ

り之を拂ふ可し

第十三條 送達賃錢に付ての訴訟ハ其書類と發したる裁判所ハ之を爲す可し

第十四條 使丁取締ハ書類送達を正實に取扱ふ可き旨の書面を書記局ニ差出すべし

第十五條 使丁取締及び使丁此規則ニ違背たる時裁判所書記局ハ使丁取締ハ左の條

件中にて相當の言渡を爲すべし

一 廿圓以下の違約金を納めしむると

二 解職せしむると

三 事情重き者ハ違約金と納め解職せしむると

第十二條 使丁取締たるに其裁判所々在地ニ家屋を有し滿二十一歳以上の者ハ

て書記局の試験を経るとを要す。

使丁取締たるに、身元保証として金五十圓以上の價格ある公債證書、地券、又は銀行其他官許ある株券證書を書記局に納む可し。

但此保證金の解職の時下戻す可し。

第十七條 試験の書記二名以上にて之を爲すべし。

但一書記不足なるときは雇を以て之を充つ可し。

試験の科目左の如し。

一 使丁規則

二 請負郡村の地名又ハ里數

三 普通書簡の讀書

第十八條 實決の刑に所せられたる者及び身代限の所分を受け未だ辨償と終らざる者ハ使丁取締又ハ使丁たることを許さず。

治罪法實施に付てハ大審院其他各裁判所公廷取締の使用に供するため其院長所長の照會に應じ一名又ハ數名の巡查爲相詰又拘留被告人審問中ハ其護送の巡查或ハ押丁をして守卒として公廷に入り看護せしむべし此旨相達候事（太政官第八十六號達ハハハ）

第四章 裁判管轄

治罪法第四十條に犯罪の地を以て裁判管轄と規定有之候所當分の内犯罪の地分明らかある被告人と雖ども管轄裁判所より囑託ありたる時ハ其被告人逮捕の地の裁判所之を管轄すべし（太政官第四十六號布告第二項にハハ）

刑法治罪法中違警罪裁判所の儀ハ當分三府五港の市區を除くの外府縣警察署又ハ警察分署にて裁判可致候條此旨布告候事（太政官第四十八號布告にハハ）

注 各裁判所の位置及び管轄の區畫ハ明治十六年太政官第二號の布告を以て改正せられしハ付斯レ登錄せざれば卷末裁判一覽表を參看ハレ

函館 弘前 八戸

以上函館控訴裁判所管内

名古屋 岐阜 岡崎 安濃津 山田 高山

以上名古屋控訴裁判所管内

仙臺 磐井 福島 米澤 若松 山形 盛岡 白川 平 大曲 秋田 酒田

以上宮城控訴裁判所管内

廣島 尾道 山口 濱田 松江 米子 鳥取 西郷

以上廣島控訴裁判所管内

治安裁判所

治安裁判所は於て輕罪裁判所と開く時ハ當分の内其所在の地警部をして檢事の職務を代理せしむ

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十一號布告より)る)

本年(十月)第五十三號布告裁判所名稱區劃表始審の行中相川豊岡洲本田邊脇町高山西郷平戸福江嚴原大草大曲八戸の名稱を削除其管轄ハ相川を新瀉ハ豊岡を姫路ハ洲本ハ神戸ハ田邊を和歌山ハ脇町を徳島ハ高山を岐阜ハ西郷を松江ハ平戸福江嚴原を長崎ハ天草ハ熊本ハ大曲を秋田ハ八戸を弘前ハ合併す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十六號布告より)る)

本年(十月)第五十四號と以て輕罪として豫審と要せざるものハ限り治安裁判所又於て輕罪裁判所を開くを得べき旨布告候處當分の内相川豊岡洲本田邊脇町高山西郷平戸福江嚴原天草大島大曲八戸の各治安裁判所又於て輕罪裁判所を開き總ての輕罪と裁判することを得べし

但本文の場合於て認廷内治罪の手續等ハ本年第五十四號布告但書の通たるべし
右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十七號布告より)る)

重罪裁判所管轄區劃別紙の通相定め明治十五年一月一日より之と施行す

但治罪法第七十二條より従ひ管内便宜の裁判所より於て一ヶ所又ハ數ヶ所開應すべし
右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十八號布告に係る)

重罪裁判所管轄

- 東京重罪裁判所管轄 東京始審裁判所管轄の地方
- 神奈川重罪裁判所管轄 横濱始審裁判所管轄の地方
- 新潟重罪裁判所管轄 新潟、高田、長岡、新發田始審裁判所管轄の地方
- 埼玉重罪裁判所管轄 浦和、熊谷始審裁判所管轄の地方
- 千葉重罪裁判所管轄 千葉、木更津始審裁判所管轄の地方
- 椛木重罪裁判所管轄 椛木、宇都宮始審裁判所管轄の地方
- 群馬重罪裁判所管轄 前橋始審裁判所管轄の地方
- 茨城重罪裁判所管轄 水戸、土浦始審裁判所管轄の地方
- 山梨重罪裁判所管轄 甲府始審裁判所管轄の地方

- 静岡重罪裁判所管轄 静岡、濱松始審裁判所管轄の地方
- 長野重罪裁判所管轄 松本、長野、上田始審裁判所管轄の地方
- 大坂重罪裁判所管轄 大坂、堺、奈良始審裁判所管轄の地方
- 京都重罪裁判所管轄 京都、園部、宮津始審裁判所管轄の地方
- 兵庫重罪裁判所管轄 神戸、姫路始審裁判所管轄の地方
- 和歌山重罪裁判所管轄 和歌山始審裁判所管轄の地方
- 滋賀重罪裁判所管轄 大津、彦根始審裁判所管轄の地方
- 徳島重罪裁判所管轄 徳島始審裁判所管轄の地方
- 岡山重罪裁判所管轄 岡山、津山始審裁判所管轄の地方
- 福井重罪裁判所管轄 福井始審裁判所管轄の地方
- 石川重罪裁判所管轄 金澤、富山、七尾始審裁判所管轄の地方
- 高知重罪裁判所管轄 高知、中村始審裁判所管轄の地方

治罪法参考俗解○裁判管轄

愛媛重罪裁判所管轄 松山、高松、宇和島始審裁判所管轄の地方
 長崎重罪裁判所管轄 長崎、佐賀始審裁判所管轄の地方
 福岡重罪裁判所管轄 福岡始審裁判所管轄の地方
 熊本重罪裁判所管轄 熊本始審裁判所管轄の地方
 大分重罪裁判所管轄 大分、中津始審裁判所管轄の地方
 鹿児島重罪裁判所管轄 鹿児島、宮崎始審裁判所管轄の地方 沖繩縣管轄の地方
 函館重罪裁判所管轄 函館始審裁判所管轄の地方 開拓使(札幌根室)本廳管轄の地方
 青森重罪裁判所管轄 弘前始審裁判所管轄の地方
 愛知重罪裁判所管轄 名古屋、岡崎始審裁判所管轄の地方
 岐阜重罪裁判所管轄 岐阜始審裁判所管轄の地方
 三重重罪裁判所管轄 安濃津、山田始審裁判所管轄の地方
 宮城重罪裁判所管轄 仙臺始審裁判所管轄の地方

福島重罪裁判所管轄 福島、若松、平、白川始審裁判所管轄の地方
 磐手重罪裁判所管轄 盛岡、磐井始審裁判所管轄の地方
 山形重罪裁判所管轄 山形、米澤、酒田始審裁判所管轄の地方
 秋田重罪裁判所管轄 秋田始審裁判所管轄の地方
 廣島重罪裁判所管轄 廣島、尾道始審裁判所管轄の地方
 山口重罪裁判所管轄 山口始審裁判所管轄の地方
 島根重罪裁判所管轄 松江、濱田始審裁判所管轄の地方
 鳥取重罪裁判所管轄 鳥取、米子始審裁判所管轄の地方
 各裁判所の位置及管轄區畫の儀本年(十月)第五十三號を以て布告候處北海道(函館始審裁判所管内を除く)并に沖繩縣の儀ハ當分従前の通其管轄の官廳に於て裁判し治罪の手續も便宜取計と爲すべし
 但控訴の儀北海道ハ函館控訴裁判所沖繩縣ハ長崎控訴裁判所の管轄に属す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十九號布告に係る)

本年(九月)第四十八號布告左の通改正す

違警罪の儀ハ本年第三十六號布告に據り明治十五年一月一日より治安裁判所於て裁判すべき處當分の内府縣警察署及び其公署に於て裁判せしむべし

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第八十號布告に係る)

本年(十月)第五十三號布告と以て各裁判所の位置及び管轄の區劃改正候又付て前布告布達中上等級裁判所とあるハ控訴裁判所地方裁判所とあるハ始審裁判所區裁判所とあるハ治安裁判所と改まり候儀と心得べし

右布達候事(太政大臣司法卿連署第二號布達ホカ、る)

治安裁判所及び始審裁判所の權限左の通制定す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第八十三號布告ホカ、る)

第一條 治安裁判所ハ訴訟事件と勘解す但諸官廳又對する事件及び商事に係り急速

を要する事件ハ勘解するの限在らず

第二條 治安裁判所ハ請求の金額及び價額百圓未満の訴訟ハ付始審の裁判を得ず

第三條 始審裁判所ハ人事其他金額見積る可からざるものと裁判するを得ず

第四條 始審裁判所ハ請求の金額及び價額百圓以上並第二條掲げたる治安裁判所權外の訴訟ハ付始審裁判を爲す

第五條 始審裁判所ハ其管轄地内の治安裁判所の始審裁判に對する控訴ハ付終審の裁判と爲す

但控訴の手續ハ明治十年第十九號布告控訴手續ハ照準すべし

第五章 商船内犯罪取扱

商船内犯罪取扱規則別紙の通制定す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣農商務卿司法卿署名第六十五號布告ホカ、る)

商船内犯罪取扱規則

第一條 何人たりとも商船内よ於て重罪輕罪あると認知り又ハ重罪輕罪よ因り損害を受けたる者ハ船長よ告訴告發を爲すことを得

第二條 船長告訴告發を受けたる時又ハ重罪輕罪の現行犯あると知りたる時ハ其事件よ付假ニ訊問檢證の處分となし且證憑及ヒ事實參考と爲るべき物事を取集め調書を作るべし但調書を作ると能ハざる時ハ第三條に記載したる官吏よ其申立を爲すべし

前項の場合に於てハ立合人二名以上あるとを要す

第三條 船長の證憑及ヒ事實參考と爲るべき物事を取集め被告人と共に該船碇泊又ハ着港の地の檢事又ハ司法警察官ハ引渡すべし若し外國の港埠に着しざる時其地駐割の領事よ之を引渡すべし

第六章 陪席判事并補充判事(治罪法第七十三條参照)

治罪法第七十三條第二項又陪席判事四名と有之候へども當分の内二名と相定候事

(太政官第四十六號布告第三項よかゝる)

治罪法第七十三條末文陪席判事第七十九條第二項補充判事の儀當分其裁判所又ハ院長の臨時指定する所不任候條此旨布告候事(太政官第五十五號布告よかゝる)

第七章 准現行犯

治罪法第一百一條又准現行犯の場合列記有之候處其舉動犯人と思料るべき者ある時ハ當分の内現行犯又准へ處分するを得(太政官第四十六號布告第四項よかゝる)

第八章 檢察官起訴の變則

刑法治罪法實施の儀布告候よ付てハ當分の内輕罪よして檢察官よ於て豫審を要せずと見込むものよ限り始審裁判所々在の地を除くの外治安裁判所よ於て輕罪裁判所を開き其裁判を爲すとを得べし此旨布告候事(太政官第五十四號布告よかゝる)

但本文の場合に於て訟廷内治罪の手續ハ便宜可取計且其手續上よ付てハ上訴を許す

第九章 令狀并諸書式

治罪法第二百三十二條第三項、家宅搜索の制限有之候へども芝居人寄席飲食店湯屋遊船宿待合茶屋の類ハ日出前日没後と雖ども其營業を爲す時間又旅籠屋貸座敷ハ日出前日没後ハ拘りらず搜索致し苦しからず(太政官第四十六號布告第五項不カ、る)
治罪法第二百五條第一項但書司法警察官ハ令狀を發するを得ざる旨記載有之候ども當分の内現行犯の場合ハ限り令狀を發し苦しからず(太政官第四十六號布告第七項不カ、る)

治罪法中豫審判事勾引狀を發し勾引せしめたる被告人ハ時宜ニ依リ其訊問期限四十八時間不在る夜間ハ限り裁判所又ハ最寄警察署留置場ハ入置べし此旨布告候事(太政官第五十九號布告不カ、る)
新法實施後ハ既決囚の逃走したる者ニ對シ發する刑法第六十二條の令狀ハ總て其刑の執行と爲す地の始審裁判所檢事より發する儀と可心得此旨相達候事(司法省丙

第二十號達ニカ、る)
書式

治罪法中ニ掲げたる送達書呼出狀 召喚狀 勾留狀 勾引狀 收監狀 及 宣誓書式 別紙の通り相定候條右に照準すべし此旨相達候事(司法省丁第二十八號達不カ、る)

用紙美濃の類 輪廓寸方凡 横七寸五分 横五寸四分

送達書

〔一〕送達すべき書名
〔二〕同 壹冊
右使丁と以て〔何府縣下何町又ハ何國何郡
何村何番地何某へ〕送達せしむる者也

明治 年 月

〔何裁判
所之印〕

〔何〕裁判所
書記 〔氏 名 印〕

受取人の署名捺印若シ能ハざる時ハ其事由
送達したる月日時
送達したる場所
親屬雇人若クハ戸長へ書類を渡したる時ハ其事由

右致送達候也

使丁 〔氏名印〕

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

割印

呼出状

〔住所身分職業〕
〔氏 名〕

右〔云々〕の事件ハ付證人として相尋る儀有之來る〔何月日時〕何所ハ出頭可致者也
何同日出頭せざるハ於てハ罰金を言渡し且勾引狀を發するとある可し

明治 年 月

〔何裁判
所之印〕

〔何〕裁判所
豫審判事 〔氏 名 印〕
書記 〔氏 名 印〕

此呼出状ハ出頭の節書記局ヨ差出すべし

受取人の署名捺印若シ能ハざる時ハ其事由
送達したる月日時
送達したる場所
親屬雇人若クハ戸長へ渡したる時ハ其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

使丁 〔氏名印〕

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

割印

召喚状

〔住所身分職業〕

〔氏名〕

右〔云々〕の事件に付尋問の筋有之〔何月日時〕當裁判所より出頭可致者也

明治 年 月

〔何裁判所之日〕

〔何〕裁判所

豫審判事 〔氏名印〕
書記 〔氏名印〕

割印

二六

受取人の署名捺印若し能はざる時ハ其事由
送達したる月日時
送達したる場所
親属雇人若クハ戸長へ書類を渡したる時ハ其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

使丁 〔氏名印〕

是と中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

〔檢事官印〕 勾引状

〔住所身分職業〕

〔氏名〕

〔若し氏名分明ならざる〕
〔ときハ容貌体格等〕

右〔云々〕の事件に付訊問の筋有之當裁判所へ勾引すべき者也

但本人潛匿したる時ハ家宅を搜索す可し

明治 年 月

〔何裁判所之日〕

〔何〕裁判所

豫審判事 〔氏名印〕
書記 〔氏名印〕

割印

勾引したる被告人の署名捺印若し能はざる時ハ其事由
執行したる月日時
執行したる場所
執行の手續
家宅搜索を爲したる時ハ其由
勾引するに能はざる時ハ其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

〔巡查又ハ憲兵氏名印〕

是と中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

二七

〔檢事官印〕 勾 留 狀

〔住所身分職業〕

〔氏 名〕

〔若し氏名分明ならざる
ときは容貌体格等〕

右〔云々〕の件に付治罪法第二百二十六條の
規則に従ひ〔何所〕監倉よ勾留す可き者也
但本人潜匿したる時ハ家宅を搜索す可
し

明治 年 月 日

〔何裁判〕
〔所之印〕

〔何裁判所〕

豫審判事 〔氏名印〕
書記 〔氏名印〕

割 印

勾留したる被告 人の署名捺印若 し能はざる時ハ 其事由	執行したる月日 時	執行したる場所	執行の手續 〔被告人よ正本を示し謄本 を下付す〕	家宅搜索と爲し たる時ハ其由	留勾すると能は ざる時ハ其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

〔巡查又ハ憲兵氏名印〕

是を中斷して一葉を受取人へ渡し
一葉を書記局へ還納すべし

〔檢事官印〕 收 監 狀

〔住所身分職業〕

〔氏 名〕

〔○未遂犯ハ付減等
未了年ハ付減等〕
〔自首ハ付減等○再犯ハ付加重〕
〔若し氏名分明ならざる
ときは容貌体格等〕

右〔云々〕の事件よ付取調を爲したる處本
罪刑法第〔何〕條ハ該る可き者と思料す依
て檢事の意見を聽き〔何所〕監倉よ收監す
可き者也
但本人潜匿したる時ハ家宅を搜索す可
し

明治 年 月 日

〔何裁判〕
〔所之印〕

〔何裁判所〕

豫審判事 〔氏名印〕
書記 〔氏名印〕

割 印

收監したる被 告人の署名捺 印若し能はざ る時ハ其事由	執行したる月 日時	執行したる場 所	執行の手續 〔被告人よ正本を示し謄本を 下付す〕	家宅搜索を爲 したる時ハ其由	收監すると能 はざる時ハ其 事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

〔巡查又ハ憲兵氏名印〕

是を中斷して一葉を受取人へ渡し
一葉を書記局へ還納すべし

宣 誓 書

明治 年 月 日

追 加

治罪法第三百八十一條第一項お若し辨護人なくして辨論を爲したる時ハ刑の言渡の効なうるべしと有之候得共其裁判所々属の代言人無之場所不於てハ當分の内辨護人を用ひざるも其刑の言渡無効の限り不在らす

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署十五年第一號布告に係る)

第十章 檢証及び物件差押

司法官吏より巡査及び兵員を要求使用するハ左の手續に従ふべし此旨相達候事(太政官第八十二號達不かゝる)

第一條 裁判所檢察官及び司法警察官治罪法に従ひ檢証及び物件差押其他職務を行ふに當り必要な時ハ警察署又ハ憲兵屯營ヲ照會して巡査又ハ憲兵卒を使用す

ると得

但時機緊急なる時ハ直ち之を使用するを得

第二條 前條の場合不於て事緊急重要ヲ渉る時ハ直ち鎮臺又ハ分營に照會して兵力を要求することを得

治罪法實施の上ハ豫審判事檢証及び物件差押の事件ハ付急速を要する場合直ち巡査を同行し又ハ所在の巡査を私用する儀も可有之候條豫て可達置此旨相達候事(司法省丙第十五號達にかゝる)

第十一章 臨檢並訊問囑託

治罪法第六十八條第七十二條に於て治安判事ハ訊問囑託を許したる處分の當分の内其地の司法警察官ハ囑託と得(太政官第四十六號布告第六項にかゝる)

第十二章 責付

刑事裁判所不於て被告人を責付するハ左の手續に従ふべし此旨布告候事(太政官第

治罪法参考俗解○檢証及物件差押○臨檢並訊問囑託○責付

四十七號布告よかゝる)

第一條 被告人を責付するハ親屬又ハ故舊より何時までも呼出ハ應じ出廷せしむべきの證書を其裁判所書記局ヨ差出ださしむべし

第二條 責付中被告人を呼出ときハ出廷より二十四時前ヨ其通知を爲すべし

第三條 被告人呼出を受け正當の事由あるくして出廷せざる時ハ檢事の意見を聽き責付を取消べし

第十三章 代言人

大審院諸裁判所々屬代言人規則別紙之通相定候條此旨相達候事(司法省甲第八號布達よかゝる)

所屬代言人規則

第一條 治罪法中所屬代言人と稱するハ大審院及び各裁判所々在の地ヨ住居する免前代言人を云ふ

第二條 裁判官の職權ヨ以て選任したる代言人辨護人の正當の事由を証明するよあらざれば之を辭するとを得ず

第三條 代言人ハ辨護受任中代言免前滿期ヨ至リ引續き營業せず又ハ廢業すと雖ども該事件終結に至るまで其代言辨護と擔當すべし

第四條 代言人ハ辨護受任中ハ他の訴訟事件を以て其任を關くとを得ず

第五條 裁判官の職權ヨ以て代言人辨護人を選任したる場合に於ても其謝金の被告人之を擔當とべし

第十四章 裁判言渡書の謄本拔書

治罪法第二百十五條裁判言渡の謄本又ハ其拔書を求むる者ハ其用紙一枚三錢の費用を上納する儀と可心得此旨布達候事(司法省甲第七號布達よかゝる)

て上納する能はざる者も限り無代價にて下渡とも不苦儀と可心得此旨相違候事
(司法省丁第三十一號達よかゝる)

第十五章 違警罪に關する變則

違警罪の審判に關する一切の手續ハ治罪法に従ふべしと雖も實際已むを得ざる
場合ハ於てハ當分の内便宜取計ハ其裁判言渡に付てハ總て上訴を許さず此旨相違
候事(太政官第四十四號布告よかゝる)

密賣淫の儀ハ刑法第四百二十五條第十項ハ明文有之候へども當分の内其取締懲罰
ハ従前の通東京ハ警視廳其他ハ地方官へ委任す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第六十四號布告よかゝる)

第十六章 控訴上告費用豫納

公訴私訴に係る控訴上告及び證人呼出費用等の儀當分左の通相定候條此旨布告候
事(太政官第四十五號布告よかゝる)

刑事裁判所の裁判言渡に對し訴訟關係人より控訴又ハ上告を爲す者ある時ハ原裁
判所に於て其訴訟費用の金額を算定して之を豫納せしむべし若し豫納すると能はざ
る時ハ控訴又ハ上告を爲すことを許さず

豫審又ハ公判に付証人を呼出さんと請ふ者ある時ハ裁判所よ於て其旅費日當等の
金額を算定して之を豫納せしむ

若し被告人旅費日當を豫納するの資力なき時ハ治罪法第七十條の制限に從ひ裁判
所に於て其費用を立替置くべし

治罪法第四百六十二條第二項罰金料裁判費用及沒收物品の徴収ハ書記局よ於て擔
當一會計主任へ引渡す儀と可心得此旨相違候事(司法省丁第二十五號達よりゝる)

第十七章 無能力者。代人。民事擔當人

治罪法よ於て無能力者法律に定めたる代人及び民事擔當人と稱する者ハ左の通
右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十三號布告よりゝる)

治罪法參考俗解○違警罪に關する發出○控訴上告費用豫納○無能力者代人民事擔當人

無能力者

- 一 未丁年者（未成年者）
 - 二 妻たる者
 - 三 白痴癡癡人（白痴者）
 - 四 治産の禁を受けたる者
- 法律に定めたる代人

- 一 未丁年者の父若くは母又ハ親屬後見人
 - 二 夫たる者
 - 三 白痴癡癡人の保管者
 - 四 治産の禁と受けたる者の財産管理人
- 民事擔當人

一 未丁年者の父若くは母又ハ同居の親屬よりて監督を爲す者

二 夫たる者

三 白痴癡癡人の保管者

四 雇主

但雇人其雇主の命じたる事件を行ふ時

第十八章 變則雜則

治罪法中刑事の控訴に關する條件ハ當分の内實施せず

右奉 勅旨布告候事（太政大臣司法卿連署第七十四號布告に係る）

大審院各裁判所又於て明治十四年十二月三十一日以前審理不着手せし刑事ハ十五年一月一日以後と雖も治罪法不拘ならず仍は從前の規則に從ひ處分すべし

右奉 勅旨布告候事（太政大臣司法卿連署第八十二號布告不係る）

○増補

○明治十五年二月一日第七號布告（治罪法第十九條參照）

治罪法第十九條第二項海上路程の猶豫ハ陸路四里の割合を以て一日を加ふるものと
定む

右奉 勅旨布告候事

○明治十五年三月廿二日司法省丙第十號(治罪法第二百八十五條參照)

治罪法第二百八十五條ハ從ヒ調書を作りたる司法警察官を証人とするときハ書記
局より報知書を以て出庭せしめ宣誓せしむるよ及バず書記の次席に着て陳述す
べし此旨相達候事

○明治十五年四月十二日司法省丁第廿四號(治罪法第三百三十四條參照)

治罪法第三百三十四條の場合ハ於て豫審判事より巡查をして令狀を他管ヲ帶行せしむ
るハ上告事件殊ハ急速を要する時ハ限り輒ク其處分を爲すべきものよあらず又第百
三十五條の場合ハ於て豫審判事より人相書と發シ捜査及び逮捕をなすべし事を請求
するものハ専ら重大の罪と犯したる被告人ハ對して發するものに有之被告人所在の

地を覺知すると能ハざるるときハ罪の輕重を問はず悉ク人相書を發するものよあ
ざるなり此等ハ兼て注意あるべき事なれども猶ハ誤解無之候爲念此段及内訓候也

○明治十五年五月二日司法省丙第十八號(治罪法第二百六十條參照)

治罪法第二百六十條の場合ハ於て被告人を重罪裁判所開廳の地の監倉ヨ移す時ハ檢
事ハ前令狀ハ檢事長の命令書の寫を添て重罪裁判所檢察官ハ送致し其檢察官ハ是等
の書類を其地の監倉長ヨ示して被告人を收監せしむるの處分をなすべし其前法律ハ
從ヒ被告人と他の監倉に移す場合に於ても此例ヨ准ずる義と心得べし此旨相達候事

○明治十五年六月十二日司法省丙第二十二號(治罪法第九十六條參照)

治罪法第九十六條ハ從ヒ告發したる官吏を証人として公庭へ呼出す時ハ本年本省丙
第十號達に進ヒ處分する儀と心得べし此旨相達候事

但し巡查及び等外吏ハ此限りよあらず(丙第十號ハ前條ヨあり見合すべし)

○明治十五年七月一日司法省丙第二十六號(治罪法第二百七條參照)

治罪法第三百七條第二項公訴裁判費官よ於て擔當すべし場合該金額ハ裁判所より支出する義と心得べし此旨相違候事

但し従前の場合内訓本文ハ抵觸する件々ハ取消候事

○明治十五年七月八日第三十三號布告

明治十四年十二月第七十八號を以て重罪裁判所管轄區畫布告候處沖繩縣管内重罪犯罪處分の儀ハ當分の内尚縣よ於て審訊一証據擬律按を具へ長崎控訴裁判所の批可を得て後宣告すべし治罪の手續ハ便宜の取計を爲すことを得
右奉 勅旨布告候事

○明治十五年八月廿一日司法省丁四十二號

大審院裁判所

本年(八月)第三十九號公布よ依り今般内務卿より照會の趣も有之候に付てハ自今醫師たるもの醫業よ關する犯罪有之處斷致候節ハ其都度該宣告文謄本相添へハ務省へ通知候様可致此旨相違候事

○明治十五年十一月十五日第五十三號布告

治罪法第二百六條第二百七條中二十四時内と有之處已むを得ざる場合よ於てハ當分の内五日以内に於てするとを得

右奉 勅旨布告候事

明治十六年一月十日大政官第二號布告

明治十四年十月第五十三號同十五年(六月)第廿八號布告各裁判の位置及管轄區畫別表の通改定一始審裁判所支廳ハ本廳同一の權限を以て裁判せしむ
但明治十六年二月一日より施行す

右奉 勅旨布告候事

○明治十五年十二月廿八日(太政大臣司法卿連名布告)

明治十四年(十月)第五十三號布告裁判處管轄表中東京始審裁判管内日本橋本郷淺草四谷品川の各治安裁判所を廢し管轄區畫左の通改定す

大 阪 控											
神 戶			大 坂						宮 津		
豐岡	姫路	洲本		奈 良				宮 津			福知山
豐岡	姫路	洲本	篠山	明石	神戶	五條	奈良	堺	天王寺	中ノ島	福知山
大 阪 府											
但馬	播磨	淡路	丹波	播磨	攝津	大和	河内	河内	攝津	河内	丹波
但馬	播磨	淡路	丹波	播磨	攝津	大和	河内	河内	攝津	河内	丹波
全畿八郡	多可加西印南神東神西飾東飾西 佐用安樂揖東揖西赤穂加東加古	全畿二郡	多紀 氷上	明石 美嚨	神戸區 八部 菟原 武庫川邊 有馬	宇智ノ内 葛野 葛上 忍海 高市ノ内	市 廣賴 宇陀 高市ノ内 葛下ノ内	添上 添下山邊 平郡 式上 式下 十	堺區 全國四郡	東區 南區 東成 住吉	西區 北區 西成 島上 島下 豐島 能勢

所											
京 都			新 瀧						新 瀧		
京 都			相 川	高 田		新 瀧		新 瀧			岩 村
京 都	伏見	京 都	相 川	高 田	六日町	新 瀧	長 岡	新 瀧	新 瀧	新 瀧	岩 村
丹 波											
丹 波	山城	佐 渡									
丹 波	山城	佐 渡									
船井	北桑田										
船井	北桑田										
全畿三郡	西頸城	東頸城	南魚沼	中魚沼	古志	北魚沼	三島	刈羽ノ内	岩船	北蒲原	新瀧區
全畿三郡	西頸城	東頸城	南魚沼	中魚沼	古志	北魚沼	三島	刈羽ノ内	岩船	北蒲原	新瀧區
下京區	愛宕	葛野	宇治ノ内	乙訓	紀伊	久世	相樂	綴喜			
下京區	愛宕	葛野	宇治ノ内	乙訓	紀伊	久世	相樂	綴喜			

判 裁 訴 控 島 廣										所 判								
松 江		山 口			廣 島			岐 阜										
嶺 田	濱 田	今 市	松 江	萩	赤 間 關	岩 國	山 口	尾 道	三 次	廣 島	高 山	御 嵩	大 垣					
島 根 縣		山 口 縣			廣 島 縣			岐 阜 縣			美 濃 縣							
石 見	石 出	出 雲	出 雲	長 門	周 防	長 門	周 防	備 後	備 後	安 藝	安 藝	飛 彈	美 濃					
那 賀 邑 智 邇 摩 美 濃 鹿 足	安 濃	神 門 出 雲 楯 縫 飯 石	大 原 意 宇 能 義 秋 鹿 島 根 仁 多	大 津 阿 武 見 島	赤 間 關 區 厚 狹 豐 浦	熊 毛 大 島 玖 珂	美 禰 佐 波 吉 敷	都 濃 佐 波 吉 敷	蘆 田 安 那 神 石	御 調 甲 奴 世 羅 深 津 品 沼 沼 隈	三 谿 奴 可 三 上 三 次 惠 蘇	高 田	加 茂 豐 田	廣 島 區 沼 田 安 藝 佐 伯 山 縣 高 宮	賀 茂 可 兒 土 岐 惠 那	海 西 上 石 津 多 藝 不 破 本 巢 席 出	安 八 池 田 大 野	全 國 三 郡

裁 訴 控 屋 古 名													
安 濃 津		名 古 屋						宇 和 島 宇 和 島					
岐 阜	山 田	山 田	上 野	四 日 市	安 濃 津	岡 崎	岡 崎	一 宮	熱 田	名 古 屋	九 龜	高 松	高 松
三重 縣		愛 知 縣			尾 張			讚 岐			宇 和 島		
伊 勢	伊 賀	伊 勢	伊 勢	伊 勢	三 河	尾 張	尾 張	尾 張	尾 張	尾 張	尾 張	尾 張	尾 張
山 縣	厚 見	羽 栗	各 務	中 島	方 縣	武 義	郡 上	郡 上	郡 上	郡 上	郡 上	郡 上	郡 上
那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足	那 珂 多 度 三 野 豐 田 鶴 足

判 裁 訴													
熊 本						大 分							
天 草		人 吉		八 代		山 鹿		熊 本		中 津			
水引	鹿兒島	天草	人吉	八代	山鹿	熊本	豆田	中津	杵築	竹田	佐伯	大分	
大薩摩						大分縣							
肥 後						豐 前		豐 後					
天草		求麻		八代 蘆北		山鹿 山本 菊池 玉名		熊本區 飽出 託摩 宇土 合志		玖珠 日田		下毛 宇佐	
大薩摩		大薩摩		鹿兒島 額 掛 宿 川 邊 谷 山 阿 多 給 黎 日 置 ノ 内		始 羅 附 吹 肝 屬 熊 毛 大 隅 桑 原 馭 謀		薩 摩 高 城 伊 佐 甌 島 出 水 日 置 ノ 内		薩 摩 高 城 伊 佐 甌 島 出 水 日 置 ノ 内		薩 摩 高 城 伊 佐 甌 島 出 水 日 置 ノ 内	

控 嶺 長 所											
福 岡						長 崎					
小 倉		久 留 米		福 岡		巖 原		佐 賀		長 崎	
小倉	久留米	福岡	巖原	佐賀	長崎	唐津	佐賀	福江	平戸	島原	鳥取
福岡縣						長崎縣					
筑前		筑後		對馬		肥前		肥前		鳥取縣	
遠賀 鞍手		企救 田川		全國十郡		全國二郡		東松浦 西松浦		北松浦 全國二郡	
京都 中津 筑城 上毛		上座 下座 夜須 御笠 志摩 怡土 那珂		福岡區 席田 粕屋 宗像 糟波 早良 嘉麻		南松浦 西彼杵ノ内		其 肆 養 父 三 根 神 崎 佐 賀		長崎區 北高來 東彼杵 西彼杵ノ内	
全國四郡		全縣八郡		河村 久米		汗入 會見 八橋 日野		南高來		南高來	

函	所 判 裁 訴									
弘	秋			盛			山			
前	田			岡			形			
				磐			酒	米		
青	能	大	本	磐	宮	盛	田	澤	新	山
森	代	曲	庄	井	古	岡	酒	米	庄	形
前	秋			岩			山			
青	田			手			形			
森	縣			縣			縣			
陸	陸	羽	羽	陸	陸	陸	羽	羽	羽	羽
奧	中	後	後	前	中	中	後	前	前	前
東	鹿	山	仙	川	北	東	飽	西	最	東
津	角	本	北	邊	中	南	田	置	上	西
輕	北	秋	平	南	閉	伊	川	賜	村	北
下	秋	田	鹿	秋	伊	手	西	標	山	村
北	田	雄	勝	田	刺	紫	閉	葉	北	山
上	勝	勝	勝	田	江	波	伊	菊	山	山
北	勝	勝	勝	田	刺	波	手	田	山	山
ノ	勝	勝	勝	田	刺	波	手	田	山	山
内	勝	勝	勝	田	刺	波	手	田	山	山

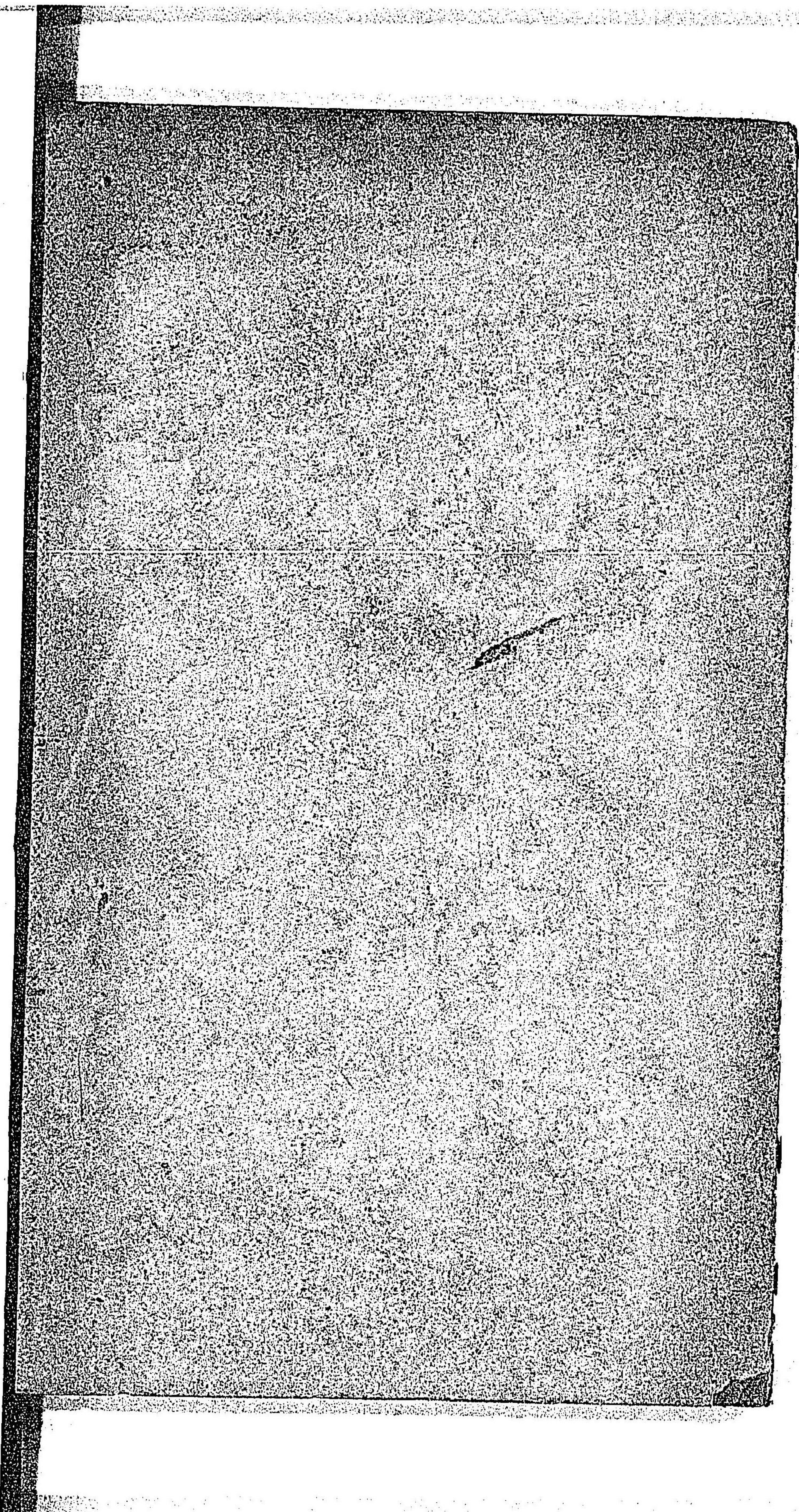
控 城 宮										所
福					仙					鹿
島					臺					兒
白										島
若	平	河			宮					
松	平	白	中	福	大	石	古	仙	延	宮
松	平	河	村	島	河	卷	川	臺	岡	崎
福					宮					大
島					城					島
縣					縣					縣
越	磐	磐	磐	磐	陸	陸				大
岩	城	城	城	城	城	前				隅
後	代	代	代	代	前	前				
東	磐	岩	宇	信	柴	桃	志	仙	日	大
浦	前	瀨	多	夫	田	生	田	臺	向	島
原	村	安	行	安	伊	牡	加	區		
	內	達	方	達	具	鹿	美	宮	宮	宮
	那	伊		伊	巨	登	玉	城	崎	崎
	麻	達		達	理	米	造	名	兒	兒
	河	伊		伊		本	栗	阪	湯	湯
	沼	達		達		吉	原	黑	諸	諸
	磐	伊		伊			遠	川	縣	縣
	積	達		達			田		ノ	ノ
	ノ	伊		伊					内	内
	内	達		達					内	内

東 京 書 肆

北 畠 茂 兵 衛
稻 田 佐 兵 衛
山 中 市 兵 衛
全 孝 之 助
全 喜 多 郎
小 林 新 兵 衛
丸 屋 善 七
吉 川 半 七
水 野 慶 次 郎
東 生 龜 次 郎
石 川 治 兵 衛
荒 川 藤 兵 衛
出 雲 寺 方 次 郎
內 田 彌 兵 衛
金 田 港 堂
小 林 八 郎
柳 川 梅 次 郎
小 林 喜 右 衛 門
北 澤 伊 八
淺 倉 久 兵 衛

武 州 川 越
全 松 山
全 飯 能
全 所 澤
全 田 無
全 加 須 町
全 栗 橋
全 幸 手
全 桶 川
全 熊 谷
全 全
全 全
下 總 松 戶
全 千 葉
全 堺 町
全 上 總 松 尾
全 東 金
房 州 館 山

營 間 定 次 郎
三 河 屋 善 八
金 子 彌 吉
齋 藤 佐 兵 衛
二 上 吉 造
平 塚 平 三
櫻 井 為 之 助
塚 本 吉 兵 衛
大 里 忠 平
島 村 七 兵 衛
松 枝 祝 三 郎
杉 浦 平 左 衛 門
森 市 三 郎
根 本 勝 之 助
藤 屋 錠 次 郎
品 金 支 店
高 木 直 次 郎
高 林 銀 藏
多 々 屋 嘉 右 衛 門
古 高 豐 吉





刑法治罪法俗解

上村秀昇編輯

刑法附則并治罪法参考諸布告

035862-000-3

特15-496

刑法治罪法俗解

上村 秀昇/編

M17

BBP-0448

